



Ⅱ．施策分野別計画

基本方針 1

未来に希望をつなげるまち 66

基本方針 2

ともに支え合い、健やかに過ごせるまち 80

基本方針 3

安全・安心を実感できるまち 94

基本方針 4

人々が活気にあふれるまち 102

基本方針 5

快適な環境で過ごせるまち 120

基本方針 6

心豊かで元気になれるまち 134

基本方針 7

みんなで創るみんなのまち 142



基本方針 1

未来に希望をつなげるまち

(結婚・出産・子育て・教育)

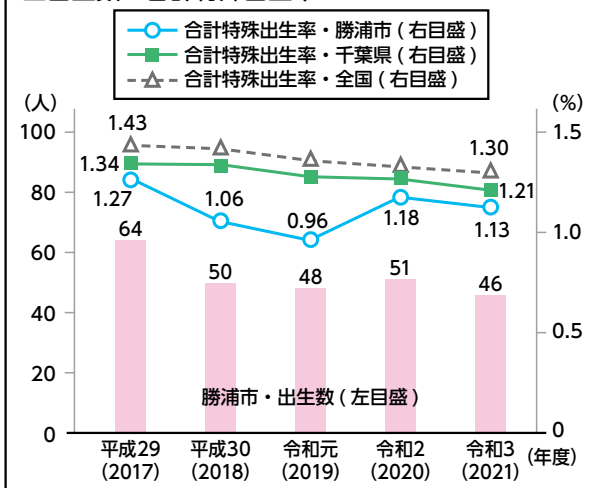
1-1 結婚、妊娠・出産・育児支援の充実



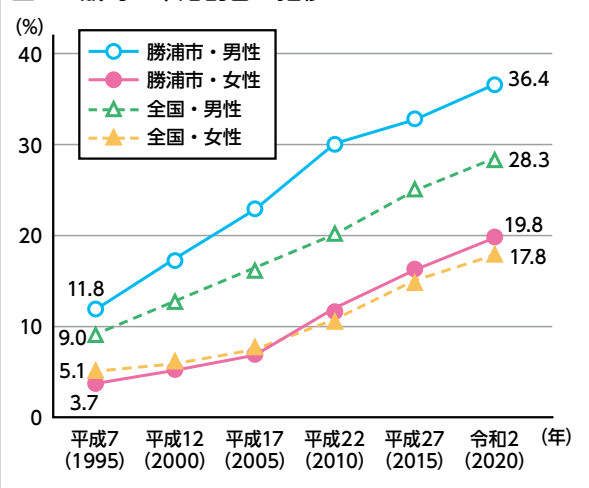
現状と課題

- 本市の出生数は、平成20年（2008年）までは概ね年間100人を超えて推移していましたが、その後減少傾向が顕著となり、令和3年（2021年）には44人となっています。また、本市の令和2年（2020年）の合計特殊出生率は1.18と、千葉県（1.27）や全国（1.33）を下回っています。
- 生涯未婚率と呼ばれる50歳時の未婚割合をみると、近年、本市の割合は男女ともに全国や千葉県の割合を上回って推移しています。未婚化・晩婚化の進行は出生率低下の要因のひとつとして指摘されていることから、パートナーとの出会いの機会の創出や、結婚に関する相談体制の整備により、結婚を希望している独身者の婚活を支援する取組が求められます。
- 妊娠、出産、子育てにわたる期間は、母子の健康や経済的負担に関して多くの不安・悩みが生じる傾向があります。本市では、こうした不安・悩みの解消に向け、子育て世代包括支援センター「ひだまり」の開設をはじめとした相談体制の充実、母子の健康診査の実施、訪問指導、不妊治療にかかる費用の一部助成等に取り組んでいますが、関係機関と連携しながらこうした取組を継続し、安心して出産・子育てできる環境づくりを地域ぐるみで推進していく必要があります。

■出生数・合計特殊出生率



■50歳時の未婚割合の推移



目指すまちの姿

婚活から結婚、妊娠、育児まで切れ目なくきめ細かい支援が充実し、安心して出産できる環境が整ったまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

結婚支援の推進

結婚を望んでいる独身者に対し、イベントなどの出会いの機会を提供するとともに、結婚までをサポートする相談体制の充実を推進します。

【主な取組】「結婚に向けた支援」

施策の 展開 2

妊娠・出産・育児支援の充実

妊婦や乳幼児を抱える家庭を対象とした各種相談・健康診査・訪問指導など、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、安心して出産できる環境づくりを推進します。また、子どもを産み育てたいという希望を叶えるため、不妊治療にかかる費用の一部助成を行います。

【主な取組】「妊婦・子育て家庭を対象とした相談業務の充実」
「妊婦・乳幼児の健康診査の実施」「乳幼児家庭への訪問事業の実施」
「産後ケア事業の実施」「不妊治療費の助成」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆結婚、妊娠、出産、子育てに関する行政サービスについて、最新情報の把握に努め、活用する。 ◆妊娠期からの各種健康診査・保健指導を積極的に受ける。
地域・団体にできること	◆出産・子育てと仕事の両立を実現できる就労環境づくりに努める。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
婚活支援イベント開催回数	2回	2回
不妊治療助成件数	3件	5件
妊婦・乳児健診受診率	妊婦：100% 乳児：64.0%	妊婦：100% 乳児：80.0%
1歳6ヶ月児健診受診率	96.4%	100%
3歳児健診受診率	91.4%	100%

関連する 個別計画

子ども・子育て支援事業計画

1-2 子育て支援の充実



現状と課題

- 少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化が進むなか、子育てについて身近に相談できる人を見つけることが難しくなっており、子育て家庭が孤立しやすい傾向にあることから、親子が同じ世代の仲間と交流できる場や、気軽に相談できる窓口を充実させ、子育て家庭の精神的負担を軽減することが必要です。
- 本市では令和4年（2022年）4月より、中学生までとしていた子ども医療費助成の対象を高校生相当にまで拡大しました。子育て家庭の経済的負担を軽減し、すべての子どもが適切な医療、教育、保育を受けることができるように、医療費助成や児童手当支給等の経済的支援を継続して実施することが必要です。
- 児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻く深刻な問題が増えています。こうした問題に適切に対応するため、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、子ども家庭センターを中心として、地域の関係機関が連携し、相談体制や支援体制の整備を推進する必要があります。
- 市内には、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園である勝浦こども園及び2箇所の保育所が設置されており、各施設で特色ある幼児教育・保育活動が行われています。近年、本市では待機児童は発生していませんが、共働き世帯やひとり親世帯が増加するなか、安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりに向け、多様化する保育ニーズを踏まえた保育サービスの充実が求められます。
- ひとり親家庭は経済的な不安をはじめ生活に多くの問題を抱える傾向があります。児童扶養手当の支給や医療費の助成などの経済的支援や就業に向けた支援など、自立に向けたきめ細かい支援が必要です。



目指すまちの姿

地域に支えられながら、子どもや子育て世代が安心して暮らし続けられるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

子育て支援の充実

- 親子が気軽に集い、交流できる機会・場所や子育てに関する相談体制を充実させ、子育て家庭の不安感や孤立感の解消を図ります。
- 児童手当や高校生相当までを対象とした子ども医療費助成等の各種手当の支給を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て世代包括支援センターや関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応、ヤングケアラー等の子どもの貧困対策など、配慮を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を推進します。
- 今後の幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援事業の確保方策に関する方針を定めた「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」については、子育てに関わる事業者・市民の意見を踏まえ、適切に見直しを実施します。

【主な取組】「地域子育て支援拠点事業の実施」

「子育て世代包括支援センターの相談体制整備」

「子ども医療費の助成」「児童手当の支給」「児童虐待防止対策の充実」

「子ども・子育て会議の開催」「子どもの居場所づくり」

施策の 展開 2

幼児教育・保育の充実

多様化する保育ニーズに対応し、一時預かり、延長保育、乳児保育、病後児保育など、保育サービスの充実を推進するとともに、保育士の資質向上や保育施設の老朽化対策に取り組み、安全で質の高い保育サービスの提供に努めます。また、幼保連携型認定こども園である「勝浦こども園」においては、幼児教育・保育を充実し、心身ともに健やかでたくましい幼児の育成に努めます。

【主な取組】「一時預かり、延長保育、乳児保育、障がい児保育、病後児保育の実施」

「保育士の資質向上の推進」「認定こども園の運営」

施策の 展開 3

ひとり親家庭等への支援の充実

児童扶養手当の支給や医療費の助成、及び就労に向けた準備への支援を通じて、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立促進を図るとともに、こうした支援制度の活用を促進すべく、相談体制の充実や制度の周知強化に努めます。

【主な取組】「児童扶養手当の支給」「ひとり親家庭等への医療費助成」

「ひとり親家庭等への自立支援教育訓練費等の支給」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆悩みやストレスは一人で抱えず、誰かに相談する。 ◆子育て世帯が孤立しないように温かく見守る。
地域・団体にできること	◆子育て家庭を地域で支える意識の醸成に努める。 ◆親子が気軽に集い、交流できる場や機会をつくる。 ◆子育てに配慮した地域づくり・職場づくりに協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
こども園・保育所待機児童数	0 人	0 人
放課後ルーム入所待機児童数	0 人	0 人
子育て支援施設についての市民満足度	23.6%	向上

関連する 個別計画

子ども・子育て支援事業計画
個別施設計画（子育て支援施設・保健福祉施設）

1－3 学校教育の充実



現状と課題

- 令和 2 年度（2020 年度）にスタートした改訂学習指導要領は、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の 3 つの柱から成る資質・能力の育成を目指しています。
- グローバル化やデジタル化が急速に進展するなか、国際教育や情報教育など、社会の変化に対応した資質・能力の育成が求められると同時に、ICT 教育などの分野における研修等を充実させることによる教職員の指導力向上を図ることが必要です。
- 本市には豊かな自然環境や地域人材など、教育への活用が期待できる多彩な地域資源が存在します。こうした資源を活かした、本市ならではの特色ある教育を推進し、児童生徒の豊かな人間性と健やかな体を育むことが必要です。
- 老朽化が進んでいる勝浦中学校の改修など、学校施設の適切な整備により、児童生徒が安全・安心に学べる環境を確保する必要があります。また、国が GIGA スクール構想を提唱するなか、デジタル化の進展に対応した教育環境整備が求められています。
- 少子化が進み、児童生徒数が減少するなか、学校規模と配置の適正化を図りつつ、遠距離通学者に対する支援を適切に実施することが求められます。
- 特別な配慮を要する児童生徒に対し、インクルーシブ教育システムの観点に立った支援体制の充実が求められます。また、経済的理由から教育格差が生じることを防ぐよう、要保護児童生徒への経済支援を引き続き実施することが必要です。
- いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組や、登下校中の交通事故対策など、児童生徒が安全・安心に学べる環境整備の推進が求められています。



目指すまちの姿

充実した教育施設・設備と安全・安心な環境のもとで、学力・豊かな心・健やかな体のバランスのとれた教育が行われ、未来を担う子どもの「生きる力」が育まれるまちを目指します。

施策の
展開
1

学校教育内容の充実

- 国際教育、ICT教育、キャリア教育など、現代社会に求められる資質・能力の育成を推進します。推進にあたっては、ICTリテラシーの向上など、教員の指導力向上に努めます。
- 人権感覚や道徳性を育む教育や、地域の自然や文化に親しむ学習を通じ、児童生徒の豊かな人間性を育みます。
- 体育授業、部活動などの児童生徒の体力向上に向けた取組や保健教育・食育を推進するとともに、栄養バランスのとれた給食を提供し、児童生徒の健やかな体を育みます。
- 豊かな自然を活かした環境学習、学校給食における地産地消、国際武道大学等の協力による体育授業や国際交流など、本市の地域資源を活かした特色ある教育を推進し、児童生徒の郷土愛を育みます。

【主な取組】「中学生語学研修の実施」「外国語指導助手の招致」
「教職員のICT活用研修の実施」「環境学習の推進」
「学校給食における地産地消の推進」
「体育授業・部活動における国際武道大学等との連携推進」
「国際化の推進（再掲）」

施策の
展開
2

学校教育環境の充実

- 適切な耐震化や老朽化対策の実施により学校施設の長寿命化を図るとともに、ICTの活用など、社会環境の変化に対応した施設・設備を充実することで、安全で質の高い教育環境づくりを推進します。
- 児童・生徒数の動向や地域の交通実情等を踏まえ、学校規模の適正化と適正配置を進めるとともに、遠距離通学者に対し適切な通学支援を実施します。
- 特別な配慮を要する児童生徒や要保護児童生徒の学校生活・学習を支援するため、特別支援教育支援員の配置や、学校生活に必要な費用の支給を実施し、誰もが平等に教育を受けることができる環境づくりを推進します。
- いじめや不登校の問題に適切に対応するため、子どもに寄り添った相談・支援体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携により交通事故、自然災害、犯罪などから児童生徒を守る取組を充実し、すべての児童生徒が安全・安心に学べる環境づくりを推進します。

【主な取組】「勝浦中学校の校舎改修」「情報活用能力の育成」
「教材備品購入事業の実施」「学校規模の適正化と適正配置の推進」
「遠距離通学支援の充実」「特別支援教育支援員の配置」
「特別支援教育を受けている児童生徒の家庭への経済支援の充実」
「就学援助事業」「特別支援教育就学奨励事業」
「子ども・保護者を対象とした相談支援体制の充実」
「通学路の安全点検実施（再掲）」
「子どもたちの教育に係る基金の有効活用」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆学校行事や学校運営に積極的に協力する。 ◆登下校中の児童生徒への挨拶・声掛けを行う。
地域・団体にできること	◆学校と地域が連携した取組に参加・協力する。 ◆犯罪や交通事故から児童生徒を守る各種対策に協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
学校評価アンケート（学校運営に対する満足度）	—	70.0%
ハイパーQ Uにおける学級生活満足群に属する率	68.5%	70.0%
運動能力証交付対象率	28.6%	30.0%
小中学校教育についての市民満足度	28.5%	向上

関連する 個別計画	教育大綱・アクションプラン 個別施設計画（学校施設）
--------------	-------------------------------

1－4 青少年の健全育成



現状と課題

- 近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうしたなかで子どもが人間性・社会性を育みながら成長していくためには、家庭教育に関する保護者向けの相談支援・指導の充実や保護者同士の交流機会を提供することによる家庭の教育力向上に加え、青少年が地域の様々な人々と交流する機会の充実が必要です。
- スマートフォン利用の低年齢化にともない、青少年が氾濫する有害情報やSNSをめぐるトラブルにさらされる危険が増しています。さらに、ひきこもり、ヤングケアラー、子どもの貧困、児童虐待など、青少年が抱える悩み・問題は多様化が進んでいます。こうした変化のなかで青少年を非行、犯罪、危険から守るためには、学校・家庭・地域が十分に連携し、地域一体となって青少年の健全育成に取り組むことが求められます。



目指すまちの姿

学校・家庭・地域の連携体制が整い、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりが地域ぐるみで推進されているまちを目指します。

施策の展開

施策の
展開
1

青少年の健全育成の促進

家庭や子育てのあり方などを支援し、家庭の教育力向上を図るとともに、子ども会の交流会、スポーツ教室など、青少年と地域とがつながる機会を充実させ、地域全体で青少年を育成する体制を構築します。また、学校・家庭・地域の連携を強化し、放課後の居場所確保やいじめ・虐待の防止など、青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。

【主な取組】「家庭教育学級の開設」「子ども会育成交流会の開催」
「青少年健全育成事業の実施」「地域学校協働事業の実施」
「各種スポーツ教室の開催（再掲）」「放課後児童健全育成事業」
「児童虐待防止対策の充実（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆子どもに地域行事への参加を促す。 ◆青少年を取り巻く環境への関心を高める。
地域・団体にできること	◆青少年が参加しやすい地域の交流行事を開催する。 ◆放課後の子どもの見守りに協力する。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
家庭教育学級の参加者数	505 人	700 人
地域学校協働活動（放課後子供教室・地域未来塾）の定員充足率	50.1%	80.0%

関連する
個別計画

教育大綱・アクションプラン



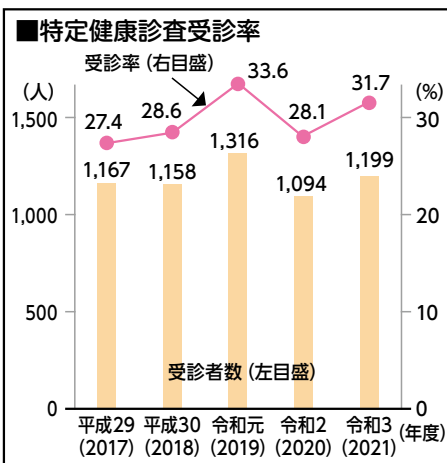
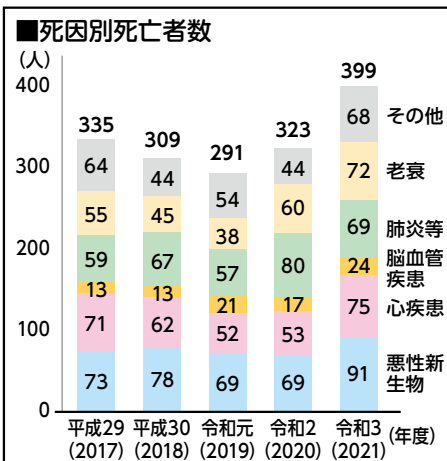
基本方針2
ともに支え合い、
健やかに過ごせるまち
(保健・医療・福祉)

2-1 健康保健施策の充実



現状と課題

- 本市では「健康増進・食育推進・自殺対策計画」に基づき、国際武道大学の協力を受けた「健康ハツラツ教室」の開催など、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで市民の健康づくりを支える取組を推進してきました。一方、食生活の変化や運動不足に起因する生活習慣病の発症・重症化が全国的に増加するなか、健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりの健康意識向上と生活習慣改善への主体的な取組が必要です。
- 自殺はその多くが防ぐことができる問題であり、悩みや不安を受け止める相談体制を充実するとともに、悩みや不安の背景となっている問題に対し、総合的・包括的な支援を行う体制の整備が求められています。
- 本市の死因別死亡数を見ると生活習慣病が主な死因となっており、生活習慣病の発症・重症化予防が健康づくりにおける重要な課題となっています。このため、生活習慣病の早期発見・早期治療につながる健康診査・がん検診の受診率向上に向けた取組が必要です。
- 高齢化の進行により地域の在宅医療需要が増加する一方、医師や高度医療の偏在など、地方の医療資源不足が課題となっています。日頃から幅広い分野の相談に応じられるかかりつけ医の確保など、身近な医療サービスの確保に加え、感染症や大規模災害の発生時などの緊急時を視野に入れた、いつでも必要な医療サービスを受けることができる体制の整備が求められます。
- 本市の市民1人当たりの医療費は県内の他自治体に比べて高水準となっていますが、高齢化の進行により保険給付費は今後、さらなる増加が見込まれます。国民健康保険制度の健全かつ持続的な運営を確保するため、医療費の抑制や保険料の適正な収納が求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、医療体制をはじめ、感染症対策に関する社会の様々な課題が顕在化しました。情報発信のあり方や医療資源の確保など、病原性の高い感染症等から市民生活を守る危機管理体制の強化が必要です。



目指すまちの姿

いつでも安心して医療サービスを受けられる医療体制のもと、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、心身ともに健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の
展開
1

健康づくりの推進

運動の習慣化やバランスのとれた食生活などの生活習慣改善、及びライフステージに応じた健康づくりに対する市民の主体的な取組を促すため、自然環境を活かしたウォーキングコースの設定のほか、健康教室・講座や健康に関する相談窓口の充実を図ります。また、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、行政、関係機関、家庭が連携して心の健康に関する啓発や相談体制の充実を推進します。

【主な取組】「健康に関する相談窓口の充実」「生活習慣の改善啓発」
「こころの健康ケア・自殺対策の充実」

施策の
展開
2

保健・医療サービスの充実

生活習慣病の発症や重症化予防対策として、各種健康診査・がん検診を実施するとともに、受診率向上に向けた周知・啓発に継続的に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。また、医療や介護を必要とする高齢者の増加を受け、保健事業と介護事業の一体的な実施を推進します。

【主な取組】「健康診査・がん検診の実施及び受診啓発」
「短期人間ドック利用の助成」
「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進（再掲）」

施策の
展開
3

地域医療体制の充実

医師会や医療機関等との連携により、地域の身近な医療サービスの充実を図るとともに、市民に対し、かかりつけ医・薬局を持つことを推奨し、在宅医療体制の整備を推進します。また、周辺自治体等と連携した救急医療体制の整備を進め、休日・夜間を含め、市民がいつでも安心して必要な医療サービスを受けられる体制の確保に努めます。

【主な取組】「救急・小児・在宅等の地域医療体制整備」

施策の
展開
4

国民健康保険制度の適切な運営

国民健康保険制度の持続的・安定的な運営に向け、後発医薬品の普及や被保険者の疾病予防・健康づくりの促進による医療費抑制、及びレセプト点検に基づく給付の適正化を推進するとともに、保険制度の内容・必要性について市民の理解を促進することにより保険料収納率の維持・向上を図ります。

【主な取組】「診療報酬明細書点検の実施」「国民健康保険制度の啓発」

施策の
展開
5

感染症対策の強化

市民を感染症から守るため、基本的対策に関する情報を日頃から周知するとともに、予防接種の接種率向上を図ります。また、市民生活への影響が大きい感染症に対しては、国・県・関係機関との連携により、的確・迅速な情報発信や必要な医療資源の確保など、適切な対応を可能とする危機管理体制を強化します。

【主な取組】「感染症等に対する危機管理体制強化」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆生活習慣の見直し・改善に主体的に取り組む。 ◆定期的に健康診査を受診する。 ◆国民健康保険制度の趣旨を理解し、保険料を適正に納付する。
地域・団体にできること	◆市民に健康診査の受診や健康教室・講座等への参加を促す。 ◆市民が参加しやすい健康づくり活動を行う。 ◆こころの健康に配慮した職場づくり・コミュニティづくりに協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
健康寿命（平均自立期間）	65.9 歳	74.2 歳
特定健康診査受診率	31.7%	45.0%
がん検診受診率	12.5%	20.0%
国民健康保険被保険者 1 人当たり医療費	399,008 円	380,000 円
病院・医院の整備についての市民満足度	49.3%	向上

関連する 個別計画

国民健康保険・保健事業実施計画
 国民健康保険・特定健康診査等実施計画
 健康増進・食育推進・自殺対策計画
 新型インフルエンザ等対策行動計画

2-2 地域福祉の推進



現状と課題

- 核家族化、少子高齢化の進行、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、社会構造の変化を背景に地域のつながりが希薄化し、地域の支え合いの力が低下しています。高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援を必要とする人が取り残されることなく、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となり、地域の支え合う力を高める必要があります。
- 市民が抱える問題・課題は、経済的な「貧困」、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」、地域のつながりの希薄化などによる「ひきこもり」、高齢者の親とひきこもり状態の中高年の子が同居する「8050問題」など、複雑化・多様化しており、保健、医療、福祉、就労など、分野を跨ぐ包括的かつ重層的な相談体制・支援体制を整備することが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会、自治会、民生委員、児童委員、福祉関連 NPO 法人、福祉ボランティアなど様々な主体が地域福祉の推進に取り組んでいますが、複合的な問題を抱えた人々に対し効果的な支援を行うためには、これらの各主体の連携をより一層強化していく必要があります。



■高齢者世帯状況

	平成 22 (2010) 年		平成 27 (2015) 年		令和 2 (2020) 年			
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	千葉県割合	全国割合
一般世帯総数	9,164	100.0%	8,928	100.0%	8,164	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のいる世帯	4,518	49.3%	4,711	52.8%	4,675	57.3%	39.4%	40.7%
単独世帯	1,043	11.4%	1,316	14.7%	1,450	17.8%	10.8%	12.1%
夫婦のみ世帯	1,197	13.1%	1,300	14.6%	1,418	17.4%	12.7%	12.3%
その他の世帯	2,278	24.9%	2,095	23.5%	1,807	22.1%	15.9%	16.3%

目指すまちの姿

地域における支え合いの意識が浸透し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを目指します。

施策の展開

施策の
展開
1

地域コミュニティ及び重層的支援体制の推進による福祉の充実

地域福祉に関する教育や情報発信の充実を通じて市民の福祉意識向上、及び福祉ボランティアへの参加を促進し、地域福祉の担い手の確保・育成を図ります。

また、社会福祉協議会、民生委員、福祉関連NPO法人、ボランティア団体など地域福祉を担う各主体の活動を支援し、生活困窮者の相談・支援、災害時の要支援者の救助、一人暮らし高齢者の見守りなどの地域が抱える課題に対し、地域で共に暮らす人々が互いに支え合いながら対応する体制の構築を推進します。

さらに「貧困」、「ダブルケア」、「ひきこもり」、「8050問題」など、複雑で複合的な問題に適切に対応するため、組織・分野を横断する包括的かつ重層的な相談体制・支援体制を目指していきます。また、高齢者や障がい者一人ひとりの意思を尊重し、その権利を擁護する体制の整備を推進します。

【主な取組】「ボランティア団体の活動支援」

「生活困窮者の自立支援の推進」「指定袋配布事業の実施」

「地域と連携した要配慮者等の避難支援体制強化（再掲）」

「成年後見制度の利用促進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域福祉への理解を深める。 ◆地域福祉活動に自主的に参加し、地域とのつながりを深める。
地域・団体にできること	◆支えを必要とする人が相談しやすい環境づくりに協力する。 ◆ボランティア、民生委員、自治会等、行政の連携を強化する。

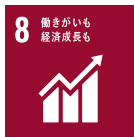
成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
福祉ボランティアの人数	268 人	300 人
地域ケア会議の開催回数	2 回	6 回
地域福祉の充実についての市民満足度	12.7%	向上
地域の人々の親切さ・人情についての市民満足度	76.7%	向上

関連する
個別計画

—

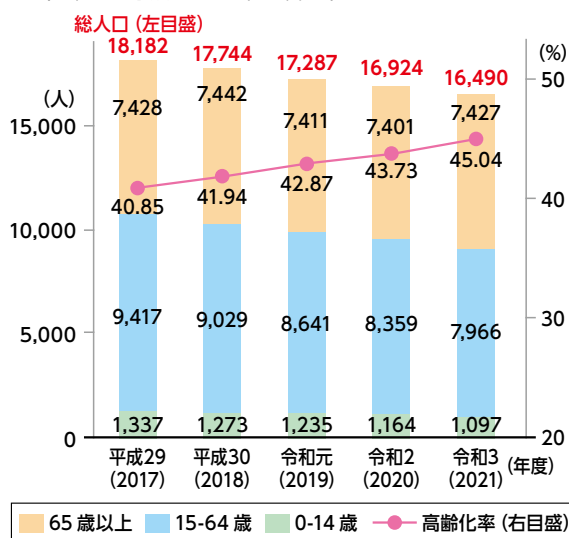
2-3 高齢者福祉の充実



現状と課題

- 本市の令和2年（2020年）の高齢化率は43.7%と、国や県の水準を上回っています。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）にはこの高齢化率が6割を超えるまでに上昇すると推計されており、高齢者が「支える側」としてまちづくりを担っていくことが不可欠です。このため高齢者が生きがいを持ちながら地域に貢献できるように、就労の場や多様な社会活動への参加機会を提供することが求められます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、健康づくりや介護予防への取組を促進するとともに、在宅生活を多面的に支える体制の整備が必要です。
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加により、社会的孤立、生活困窮、老々介護など、高齢者の抱える課題が複合化・複雑化しています。こうした課題に適切に対応するため、地域の関係機関が連携し、分野横断的な切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの整備推進が求められます。また、令和7年（2025年）には全国の65歳以上の5人に1人が認知症となると見込まれるなか、認知症高齢者本人とその家族を地域で支える体制づくりが必要です。
- 団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」を迎え、今後、介護需要のさらなる増加が見込まれることから、関係機関の連携体制や介護人材の確保・育成を推進し、持続的で質の高い介護サービスを確保することが求められます。

■年齢3区分別人口・高齢化率



目指すまちの姿

高齢者が生きがいを持って長く健康を維持することができ、支援が必要になった際にも医療・介護・生活支援に関わる充実したサービスの提供を受けることができるまちを目指します。

施策の
展開
1

高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者が持つ経験や知識を活かし、地域の一員として生きがいを持って充実した生活を送れるよう、高齢者の就労機会創出や、高齢者が気軽に生涯学習・スポーツに取り組める環境づくりを推進します。

【主な取組】「シルバー人材センターの活動支援」「老人クラブの育成と活動支援」
「高齢者の学習活動、スポーツ活動の促進」「敬老事業」

施策の
展開
2

高齢者の生活支援の充実

健康に関する教育・啓発、各種健診の受診促進、認知症予防対策、地域の自主的な介護予防活動など、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の健康寿命延伸を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように、緩和型、住民主体型の訪問・通所サービスや、日常生活に関わる幅広い支援の充実を図ります。

【主な取組】「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進」
「高齢者タクシー利用助成」「高齢者配食サービス事業の実施」
「緊急通報システムサービス事業の実施」
「地域と連携した要配慮者等の避難支援体制強化（再掲）」

施策の
展開
3

高齢者の包括的支援サービスの充実

地域包括支援センターの機能強化、及び高齢者福祉に関わる機関・団体の連携ネットワークの強化により、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの整備を推進します。また、国の新オレンジプランに基づき、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

【主な取組】「地域包括支援センターの機能強化」「包括的相談支援体制の充実」
「在宅医療と介護の連携促進」「自立型地域ケア会議開催」
「生活体制整備事業の実施」
「認知症高齢者とその家族への支援体制の充実」
「成年後見利用促進事業の実施」

施策の
展開
4

高齢者の介護サービスの充実

高齢者が一人ひとりの状況・状態に応じた適切な介護サービスを選択して受けることができるように、地域に必要な介護サービスの種類・供給量の適切な把握に努めます。また、介護人材の確保・育成、及び介護サービス事業所や介護を支える家族に対する支援の充実により介護サービスの提供体制を確保するとともに、必要に応じて介護サービスを受けるための経済的支援を実施します。さらに、介護サービスの持続性を確保するため、介護給付の適正化を推進します。

【主な取組】「介護人材の確保・育成」「介護サービス提供事業者への支援」
「在宅介護福祉手当の支給」「家族介護慰労事業の実施」
「老人保護措置事業の実施」「介護保険利用者負担額の助成」
「介護給付適正化の推進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆近隣の高齢者に日頃から声掛けや気配りをする。 ◆高齢者は積極的に社会参加する。
地域・団体にできること	◆高齢者の生きがいづくりや居場所づくりに協力する。 ◆地域住民同士で支え合い、高齢者を見守る体制をつくる。 ◆地域包括ケアシステムの構築に協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
シルバー人材センター会員数	134 人	150 人
高齢者向けサークル会員数	309 人	310 人
要介護（要支援）認定者を除く 65 歳以上の割合	82.3%	83.0%
高齢者の相談件数	1,284 件	1,300 件
認知症サポーター数	2,391 人	2,900 人
高齢者福祉の充実についての市民満足度	24.0%	向上
高齢期の生活に不安を感じている市民の割合	81.4%	低下

関連する 個別計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

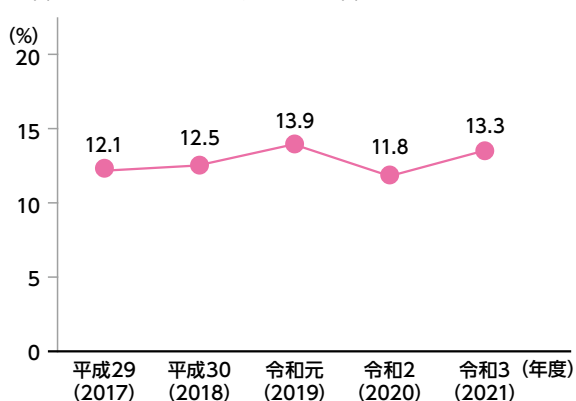
2-4 障がい者福祉の充実



現状と課題

- 本市が令和2年度（2020年度）に障害者手帳保持者等の市民を対象に実施したアンケートでは「経済的支援」や「医療やリハビリの充実」など、多様な福祉サービスの充実を望む意見がみられ、なかでも、「相談支援の充実」や「災害時の支援体制整備」など、地域の支援体制の充実を望む意見が多くみられました。
- こうした意見を踏まえ、本市は令和3年（2021年）に「障害のある人もない人も ともに生きるまち 勝浦」を基本理念とする「第4次勝浦市障害者計画」を策定しました。同計画に基づき、各ライフステージに応じた適切かつきめ細かい福祉サービスの充実に取り組むとともに、障がい者が自立し、生きがいを持って生活できるよう、就労支援、地域社会との交流機会の提供、成年後見制度の活用促進による権利擁護体制強化をそれぞれ推進することが求められます。
- アンケートでは、精神障害者保健福祉手帳保持者の半数近くが障がいがあることで差別を受けたことがあると回答しています。障がい者へのあらゆる差別と偏見の解消に向け、障がい者に対する市民の理解を促進する取組が必要です。
- 障がい者自身や障がい者を支える家族の高齢化にともなう「親なき後」への不安など、障がい者とその家族は多くの悩みや不安を抱え、必要とする福祉サービスが多様化しています。障がい者とその家族が悩みや不安を気軽に相談し、適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を整備・充実することが求められています。

■障がいサービスを受けている障がい者の割合



目指すまちの姿

障がいの有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として自立し、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

施策の展開

施策の
展開
1

障がい者の自立に向けた取組の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、在宅や施設における各種福祉サービスや医療費等に対する経済的支援の充実を図るとともに、こうした支援についての情報提供を強化します。また、障がい者が自立し、生きがいを持って生活できる環境づくりに向け、関係機関との連携による就労支援や交流の場の提供を推進するとともに、成年後見制度の利用促進により権利擁護体制の強化を図ります。障がいのある子どもについては発達段階や障がい特性に応じたきめ細かい支援に努めます。

【主な取組】「在宅福祉サービスの充実」「グループホームの整備・利用の支援」「介護給付の提供」「各種手当の支給」「各種福祉サービスの助成」「移動の支援」「雇用・就労の促進」「成年後見制度の利用支援」「障がい児通所支援の充実」「障がい児福祉手当の支給」

施策の
展開
2

障がい者への地域の支援体制の充実

障がいのある人・ない人が共に支え合い、差別・偏見がない地域づくりに向け、障がい福祉に関する地域の理解促進を図るとともに、障がい者やその家族が悩みや不安を気軽に身近なところで相談できる体制の整備を推進します。また、福祉人材の確保・育成、災害時の避難支援体制構築、障がい者に対する虐待防止対策の強化に取り組み、障がい者とその家族の安心を地域で支える体制の構築に努めます。

【主な取組】「相談支援体制の充実」「福祉人材の確保・育成」「地域と連携した要配慮者等の避難支援体制強化（再掲）」「障がい者虐待防止対策の強化」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆障がいへの理解を深め、共に生きる仲間として支え合う地域づくりに協力する。 ◆障がい者支援のボランティアに参加する。
地域・団体にできること	◆障がい者の雇用促進により自立を支援する。 ◆障がい者支援のボランティアを育成する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
福祉サービスを受けている障がい者の割合	13.0%	13.5%
地域生活への移行者数（4年間累計）	3人	4人
障がい者福祉の充実についての市民満足度	13.0%	向上

関連する
個別計画

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画



基本方針 3
安全・安心を実感できるまち
(消防・防災・生活安全)

3-1 消防・防災体制の充実



現状と課題

- 近年、地震、台風、集中豪雨など、全国的に想定を上回る規模の自然災害が増加しています。令和元年房総半島台風（台風 15 号）では、避難対策、避難所運営、備蓄・物流対策、受援体制など、地域の防災対策上の様々な課題が浮き彫りとなりましたが、本市ではここで得られた教訓を踏まえ、新たな被害想定を踏まえた地域防災計画を令和 2 年度（2020 年度）に策定しました。
- 災害に強いまちを実現するためには、市民一人ひとりが防災意識を高め、日頃から災害への備えを充実させるとともに、自主防災組織の整備や防災活動に携わるボランティアの育成など、地域組織の強化により地域の防災力を高める必要があります。
- 災害時の市民の安全確保に向け、行政にはこれまで以上に迅速な災害関連情報の発信や、要配慮者など様々な立場の人のニーズを踏まえた避難所の整備が求められます。また、災害時に他機関への応援要請や業務継続を円滑に遂行するための準備が必要です。
- 激甚化する自然災害から市民を守るため、丘陵地が多く分布する本市では特にがけ崩れへの対策を強化するとともに、集中豪雨や高潮等に備えた水害対策の充実が求められます。
- 消防については、令和元年（2019 年）の人口 1 万人当たり火災発生件数が 9.1 件と、県平均（3.0 件）を上回っており、消防・救急体制のさらなる充実が求められています。また、消防・救急の人員・設備に限りがあるなか、市民の防火意識や救命知識の向上が必要です。



目指すまちの姿

市民一人ひとりの防災意識の向上、地域の消防・防災体制の強化、行政の情報発信体制充実と災害時対応力強化により、災害に強いまちを目指します。

施策の展開

施策の
展開
1

消防・防災体制の充実

- 防災訓練への参加や防災ボランティアへの登録促進、防災教育の拡充、防災関連情報の発信等により市民の防災意識の高揚を図ります。
- 地域の防災力向上に向け、地域住民同士の交流促進のほか、自主防災組織の設立・活動の支援や防災士の育成を推進するとともに、消防団員の待遇改善等により適正規模の維持に努め、消防団の組織力充実を図ります。
- 避難情報・防災情報をより正確・迅速・確実に市民に伝達するため、防災用アプリの普及促進など、情報伝達手段の多様化を図ります。
- 災害発生時に市民の安全な避難行動を確保するため避難路の整備を推進するとともに、被災者支援に必要な水・食料を計画的に備蓄します。
- 救急に係る資源に限りがあるなか、各種団体との連携により救命講習会等を実施し、救命率の向上を図ります。

【主な取組】「防災対策の啓発」「自主防災組織の活動推進」「防災士の育成」
「災害情報配信の充実」「避難路の整備推進」「非常用備蓄の充実」

施策の
展開
2

消防・防災施設の整備

- 火災発生時の迅速な初動体制を確保するため、消防ポンプ自動車、資機材、水利施設の整備・更新を適切に行うとともに、消防団の拠点である詰所の適正な維持管理を推進します。また、災害発生時に必要な情報を市民に確実に届けるため、防災用通信インフラの整備を推進します。
- 避難施設については、多発化・激甚化する自然災害に対し、必要な容量を安全な場所に確保するとともに、高齢者や障がい者等の支援が必要な人に対する福祉避難所の確保や、感染症対策の徹底など、市民が安全・安心に避難生活を送れる環境整備に努めます。

【主な取組】「消防設備・施設の整備推進」「防災用通信施設の整備推進」
「感染症や激甚化する災害に対応した避難所施設の整備」

施策の
展開
3

自然災害対策の強化

自然災害の危険性の高い場所を防災マップなどにより市民への周知を図るとともに必要な安全対策を実施します。また、山腹崩壊危険箇所の防護工事、河川・水路、海岸保全施設の点検・修繕等を行い、災害の発生防止を図ります。

【主な取組】「がけ崩れ対策の推進」「津波対策の推進」

施策の
展開
4

災害への対応力の強化

災害時における行政の円滑な対応を可能にするため、国・県・近隣自治体や関係機関・事業者等との連携体制及び業務継続に向けた体制の整備に努めます。また、地域と行政が連携し、災害時に自力で避難することが難しい高齢者等の避難を支援する体制の充実を図ります。

【主な取組】「業務継続に向けた体制整備」
「海岸地区と山間地区の連携による要配慮者等の避難支援体制強化」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆居住地域で発生が想定される災害や、その対応を把握する。 ◆家庭内備蓄や非常用持ち出し品を整える。 ◆地域の避難訓練や救命講習会に積極的に参加する。
地域・団体にできること	◆自主防災組織・消防団を中心とした共助意識を醸成する。 ◆防災訓練や講習会を通じて市民の防災対策を促進する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
自主防災組織率（地区ベースのカバー率）	31.6%	42.9%
防災アプリ登録者数	3,090 人	5,000 人
消防団員充足率	90.7%	90.7%
地震・災害等の防災対策についての市民満足度	35.2%	向上
防災マップ・ハザードマップの内容を把握している市民の割合	31.0%	50.0%

関連する 個別計画	地域防災計画 国土強靱化地域計画
--------------	---------------------

3-2 生活安全・交通安全対策の推進



現状と課題

（防犯）

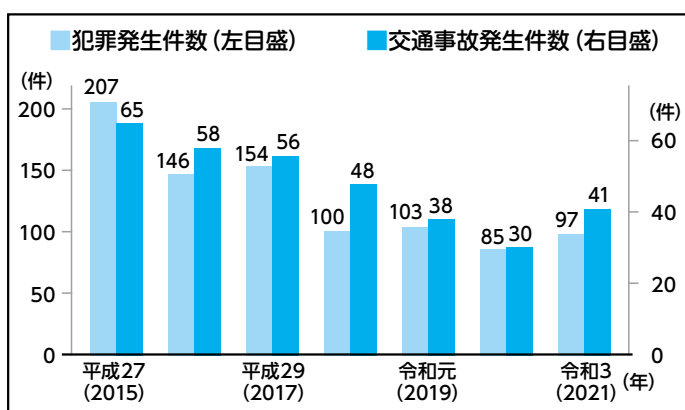
- 本市では、勝浦警察署や勝浦市防犯組合などの関係機関と連携し、防犯パトロール隊への支援や防犯灯・防犯カメラの設置、市民への情報提供など、犯罪防止に向けた取組を推進しており、近年、犯罪発生件数は減少傾向となっています。しかし、窃盗など生活に身近な犯罪は依然として本市内でも発生していることから、市民の防犯意識向上や、地域の防犯体制強化に向けた継続的な取組が求められます。

（交通安全）

- 本市では、交通安全教室や交通安全運動の実施など、交通事故防止に向けて各種取組を進めてきたことから、令和2年（2020年）の交通事故発生件数は30件と、平成27年（2015年）の65件の半数以下にまで減少しています。一方、近年、全国的に通学途中の子どもが巻き込まれる痛ましい交通事故や、高齢ドライバーが引き起こす交通事故が多発しています。こうした交通事故を防ぐため、地域や警察と連携し、市民の交通安全意識を高めるための効果的な啓発活動、交通危険箇所の早期改善、高齢ドライバーによる事故防止対策を推進することが求められています。

（消費生活）

- 特殊詐欺や悪質商法の手口の巧妙化や、インターネットの普及を背景に消費者トラブルが多発していることから、狙われるケースが多い高齢者や若年層を中心に消費者への啓発・情報提供及び相談体制を充実することが必要です。



目指すまちの姿

子どもや高齢者を含めた市民の誰もが、犯罪や交通事故におびえることなく、安心して暮らせるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

防犯対策の充実

防犯灯の整備、防犯カメラの設置、及び地域の関係機関・団体と連携した防犯パトロールを推進することで犯罪が起こりにくい環境を整備するとともに、様々な機会・媒体を通じて防犯知識の普及や犯罪関連情報の提供を充実させることにより市民の防犯意識向上を図ります。

【主な取組】「防犯灯の整備・管理」「防犯カメラの設置」「防犯関係団体の活動支援」「防犯意識の向上」

施策の 展開 2

交通安全対策の充実

勝浦警察署や勝浦交通安全協会と連携し、市民の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。また、近年小さな子どもが巻き込まれる交通事故や、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化していることを踏まえ、通学路等の歩道の安全確保に向けた整備を進めるとともに、関係団体と連携し、安全運転支援装置付車両の普及や高齢者の自主的な免許返納促進を推進します。

【主な取組】「交通安全の啓発推進」「通学路の安全点検実施」「交通安全施設の整備（再掲）」

施策の 展開 3

消費者の安全・安心の確保

青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に消費生活トラブルに関する情報提供を充実し、特殊詐欺被害など消費者被害の未然防止及び被害拡大防止に努めます。また、多様化する消費者トラブルに対応するため、相談体制の充実を図ります。

【主な取組】「消費生活の安全対策強化」「防犯意識の向上（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆交通安全、防犯、消費者トラブルに関する最新情報の収集に努める。 ◆戸締り、隣近所への声掛けなど、防犯対策の実施を心がける。 ◆交通ルールを遵守し、事故を起こさないよう注意する。
地域・団体にできること	◆警察署や各種団体、学校との連携による啓発活動を継続する。 ◆防犯パトロール活動を強化する。 ◆市民の防犯意識・交通安全意識の向上に向けた啓発を行う。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
犯罪発生件数	97 件	97 件
交通事故発生件数	41 件	41 件
消費者啓発教室・講座の参加人数	114 人	130 人
交通安全についての市民満足度	32.4%	向上
防犯についての市民満足度	72.0%	向上

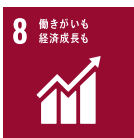
関連する 個別計画

交通安全計画



基本方針 4
人々が活気にあふれるまち
(産業・観光・交流)

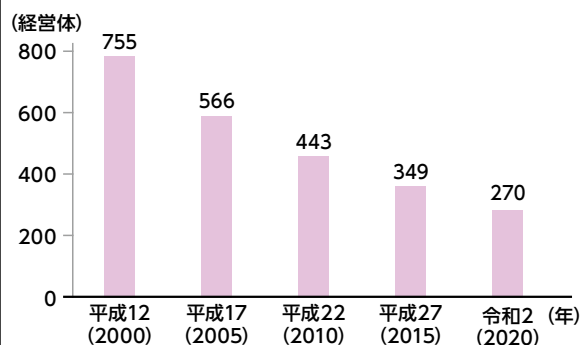
4-1 農林業の振興



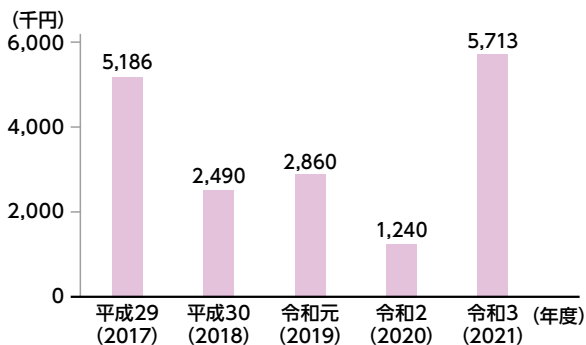
現状と課題

- 本市の農業は、温暖な気候のもとで水稻を中心に野菜や花きの栽培及び畜産が行われています。
- 高齢化、後継者不足を背景に農業従事者が減少しており、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。農業の魅力を高め、離農を防止するためにも、農地の集積による経営規模拡大の促進や設備投資に対する支援により、農業経営の安定化を図ることが求められます。
- 平坦地が少ない本市において農地の生産性を高めるため、また、景観形成や土砂災害防止といった農地の機能を維持するために、ほ場整備や農業用施設の補修・更新を適切に実施していくことが必要です。
- 全国的に農産物価格が低迷するなかで本市の農業が持続的に発展していくためには、農産物の高付加価値化や販路拡大による収益性の改善に取り組むことが必要です。
- 近年、イノシシをはじめとする有害鳥獣被害が増加しており、防護柵の設置や捕獲体制の強化など、被害防止対策を充実させることが求められています。
- 農業は、農産物の生産だけでなく、自然環境の保全、潤い空間の創出、コミュニティの形成など、多くの機能を有しています。農業が有する多面的な機能が持続的に発揮されるため、多くの市民が農業に触れ合い、農業への理解を深める機会を充実させることが必要です。
- 国土の保全、水源の涵養、多様な生態系の保全、地球温暖化防止など、森林が有する多面的な機能を維持するため、森林の適切な整備・保全が必要です。一方、林業の従業者は高齢化と後継者不足に直面しており、健全な森林を維持するため、林業の担い手確保が求められています。また、脱炭素社会の実現に向けた森林資源の利活用について検討を進めていくことが求められます。

■農業経営体数



■有害鳥獣による農業被害額



目指すまちの姿

良好な生産基盤が整備されるなか、意欲のある農業経営者のもとで生産性の高い農林業が展開されるとともに、多くの人に消費される農作物が生産されるまちを目指します。

施策の
展開
1

農林業の担い手の確保・育成と経営基盤の強化

関係機関と連携した相談体制整備や情報発信強化など、新規就農者への支援体制を充実し、担い手の確保に努めるとともに、農業者の意向に沿った土地利用を図り、農地の集積による経営規模拡大の促進や生産性向上に向けた設備投資への支援により、農林業・畜産業の担い手の経営安定化を図ります。

【主な取組】「新規就農者支援の充実」「認定農業者の確保・育成」
「農用地の集積促進」「農業資金利子補給事業の実施」「畜産業の振興」

施策の
展開
2

農業生産基盤の整備

農地や農業関連施設など農業生産基盤の整備や遊休農地の活用を促進することで、生産性向上を図るとともに、良好な景観形成や土砂災害防止機能など、農村が有する多面的機能の維持・増進を図ります。

【主な取組】「ほ場整備の推進」「かんがい排水整備の促進」
「農業用施設の補修・更新の推進」「農村環境保全活動への支援」

施策の
展開
3

農産物の高付加価値化・販路の拡大

地元農産物のブランド化を推進し、農産物の高付加価値化を図るとともに、農産物直売所の活用、インターネットを活用した新たな販路の開拓、“地産消”意識醸成による市内・県内消費拡大等の販路拡大に取り組み、農業者の所得向上を図ります。

【主な取組】「農産物のブランド化及び販路の拡大」
「学校給食における地産地消の推進（再掲）」

施策の
展開
4

有害鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲を推進するとともに、捕獲の担い手を育成し、捕獲体制の強化を図ります。

【主な取組】「防護柵の設置支援」「有害鳥獣の捕獲」「捕獲の担い手育成」

施策の
展開
5

農業とふれあう機会の充実

市民農園の運営、農業体験学習の実施、及び観光資源としての農地活用を通じ、都市農村間交流の活性化及び市民の農業に対する理解促進を図ります。

【主な取組】「市民農園の整備と利用促進」「観光資源としての農地活用」

施策の
展開
6

森林の適正管理と活用

森林の適切な管理・整備により、防災や水源涵養など、森林が有する多面的機能の維持を図るとともに、森林環境譲与税を活用した持続可能な森林管理の体制構築に努めます。また、温室効果ガス削減の観点から森林資源活用の検討を進めます。

【主な取組】「森林整備（伐採・造林・保育等）の推進」「林道の維持補修の推進」
「森林資源の活用推進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆市内で生産された農産物を積極的に消費する。 ◆地域の農業や森林が有する機能について理解を深める。
地域・団体にできること	◆市内で生産された農産物の販路拡大に向けた取組に協力する。 ◆地域の農業や森林が有する機能に関する情報を発信する。

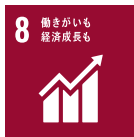
成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
認定農業者数	13 経営体	18 経営体
新規就農者数 (4年間累計)	1 経営体	6 経営体
有害鳥獣による農業被害額	5,713 千円	2,856 千円
経営耕地面積	34,608 アール (R 2)	34,608 アール
農林業の振興についての市民満足度	12.0%	向上

関連する 個別計画

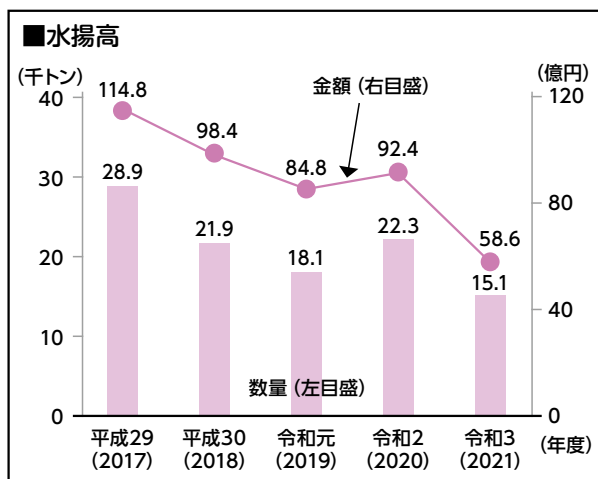
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 農業振興地域整備計画
 森林整備計画

4-2 水産業の振興



現状と課題

- 本市は全国有数の水揚げを誇るカツオをはじめ、キンメダイ、マグロなど、品質の高い水産資源に恵まれています。また、千葉県で最初の栽培漁業センター（現千葉県水産総合研究センター種苗生産研究所勝浦生産開発室）が設置され、漁業資源の保護・増殖に向けた取組が積極的に行われています。
- 漁業従事者の高齢化が進む一方で新規就業者数は低迷しており、水産業が持続的に発展していくうえで担い手の確保が喫緊の課題となっています。また、全国的な漁獲高の減少、燃油の高騰、消費者の魚離れなど、漁業経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、金融面の支援や生産性向上に向けた支援など、漁業協同組合や行政の連携によるきめ細かな支援が求められています。
- 漁港施設の老朽化や高度な衛生管理に対する需要の高まりに対応し、漁港や市場の施設について計画的に整備を進めていくことが必要です。
- 厳しい経営環境のなかで、収益性を確保し、魅力ある産業として水産業を振興するためには、本市の高品質の水産物の付加価値を高める取組が欠かせません。観光業との連携や友好都市との交流など、様々な機会を活用することによりブランド力の向上と販路拡大を図ることが求められています。
- 全国的に漁獲高が低調な傾向が続くなかで水産業の持続性を確保するためには、適切な資源管理やつくり育てる漁業を推進することが必要です。



目指すまちの姿

安定した経営基盤と良好な漁業環境に支えられ、付加価値が高く、持続可能な産業として水産業の活気あふれるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

水産業の担い手の確保・育成と経営基盤の強化

関係機関と連携し、就業支援イベントの開催やインターンシップ制度の活用など、担い手の確保に向けた取組を推進します。また、漁獲共済掛金の助成や、生産性向上や作業負担軽減を目的とした設備投資に対する資金面の支援を充実し、漁業従事者の経営基盤強化を図るとともに、市内の2つの漁協の合併を促進し、漁協の経営合理化・組織強化を図ります。

【主な取組】「水産業の担い手確保」「漁獲共済事業の実施」
「漁業近代化資金利子補給事業の実施」「漁協の合併促進」

施策の 展開 2

漁業環境の整備

操業の安全確保と機能向上の観点から、老朽化している漁港と漁港関連施設の改良・改修を進め、施設の適切な維持管理・長寿命化を推進するとともに、安全・安心な水産物の供給に対応すべく、衛生管理型市場の計画的な整備を推進します。

【主な取組】「漁港及び関連施設の整備・老朽化対策の推進」
「生産・流通の機能高度化」

施策の 展開 3

水産物の高付加価値化・販路の拡大

○カツオやキンメダイをはじめとした、市外からも高い評価を得ている本市の水産物を積極的にPRするとともに、地元産水産物のブランド化・高付加価値化を図ります。
○友好都市との交流イベント、インターネットを活用した新たな販路の開拓、及び“地産地消”意識醸成による市内・県内消費拡大等により販路の拡大を図ります。
○高品質な水産物の市内水揚を確保するため、外来漁船の誘致を推進します。

【主な取組】「水産物の販路拡大」「友好都市との交流促進（再掲）」
「学校給食における地産地消の推進（再掲）」
「外来漁船誘致対策事業の実施」

施策の 展開 4

つくり育てる漁業の推進

水産資源の持続的な利用を確保するため、関係機関と連携し、漁業従事者の自主的な資源管理やつくり育てる漁業を促進します。

【主な取組】「自主的な水産資源管理の促進」
「アワビ種苗放流事業」「アワビ輪採漁場整備事業」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地元の水産物・水産加工品を積極的に消費する。 ◆海洋汚染につながるプラスチックごみ削減に協力する。
地域・団体にできること	◆漁港の整備・近代化を進め、漁業環境を改善する。 ◆水産業の労働条件の改善に努め、担い手確保を図る。 ◆持続可能な水産業に向け、水産資源を適正に管理する。 ◆地元産水産物のブランド化を推進する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
新規漁業就業者数（4年間累計）	8人	10人
地元漁船等の年間水揚げ	15.7 億円	15.0 億円
外来漁船の年間水揚げ	42.9 億円	50.0 億円
水産業の振興についての市民満足度	21.9%	向上

関連する 個別計画

漁港機能保全計画
 漁港海岸施設長寿命化計画
 漁港施設用地等利用計画

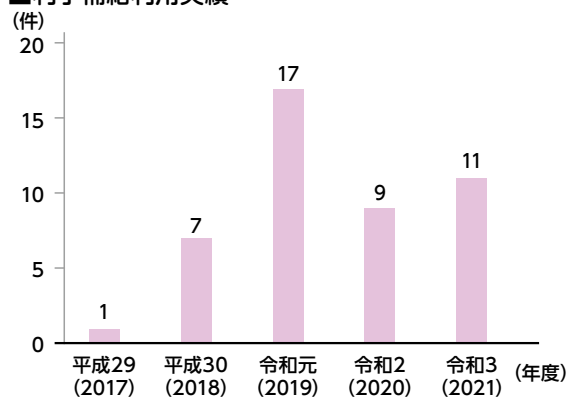
4-3 ビジネス支援の推進



現状と課題

- 本市及び周辺地域の人口減少により消費市場が縮小傾向にあるなか、足元では新型コロナウイルス感染症の影響による人流の減少が消費市場の縮小に拍車をかけています。また、生産年齢人口の減少や経営者の高齢化を背景とした人手不足・後継者不足が顕在化するなど、中小商工業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。
- 本市では、商工会や金融機関との連携により、経営に関する各種相談や融資制度等による事業者支援が展開されていますが、各事業者の経営基盤の安定・強化に向け、こうした支援をきめ細かく、継続的に行っていく必要があります。
- 近隣市町の大規模商業施設やコンビニエンスストアへの買い物客流出等により、中心市街地の商店街では空洞化が進んでいます。市内商店街の持続的なにぎわいの実現に向け、空き店舗の有効活用、イベントの実施、資金調達支援等の各種支援を商工会及び地元商店会等と連携して推進していくことが必要です。
- インターネットを通じた商品購入やキャッシュレス決済など、消費者の購買行動におけるデジタル化が急速に進んでいます。魅力ある商店街を形成するため、各店舗がデジタル化に積極的に対応し、販売機会の拡大や業務の効率化を進めることが求められています。
- 本市には魅力的な農水産物や、高い品質ときめ細かなサービスが人気の商店が数多くあります。こうした魅力を販売拡大につなげるため、産業間の連携による特産品の開発や、イベント・ふるさと納税制度等を活用したPRの強化により、商品・商店のブランド化を推進することが必要です。

■ 利子補給利用実績



目指すまちの姿

安定した経営基盤を有する商工業者と魅力的な商店街が、時代や消費者のニーズに対応したサービスを提供する、にぎわいと活力にあふれたまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

商工業の経営基盤の強化

勝浦市商工会や金融機関と連携し、事業承継、人材確保、ICT活用促進などの各種支援を充実するとともに、各種融資制度・利子補給制度を通じて事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援し、中小商工業者の経営基盤の強化を図ります。

【主な取組】「中小企業の事業承継支援」
「商工会と連携した商工業者への経営指導」
「経営近代化融資と中小企業融資利子補給制度の活用促進」

施策の 展開 2

魅力あふれる商店街の形成

勝浦市商工会と連携し、朝市との相乗効果が期待される「かつうら朝空マーケット」の開催、空き店舗の活用促進、その他各商店会の自主的な活動への支援を通じて商店街の活性化・組織強化を図るとともに、決済・配送システム等における新しい技術の導入により、地域内外の消費需要の取込強化と業務効率化を進め、魅力ある元気な商店街の形成を推進します。

【主な取組】「商店街の活性化支援」「商店街の組織強化支援」
「空き店舗の有効活用促進」「かつうら朝空マーケットの開催」

施策の 展開 3

勝浦ブランド商品の開発・PRの強化

農業・水産業との連携による地域の農水産物を活用した特産品開発、各種イベントへの参加・出展、及びふるさと納税制度を通じた特産品PRを支援し、本市の農水産物のブランド化による付加価値向上と販路拡大を推進します。

【主な取組】「ふるさと納税返礼品を活用した市の魅力PR」
「農産物の販路拡大（再掲）」「水産物の販路拡大（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆積極的に地域の商店を利用する。 ◆本市の特産品の販売促進に協力する。
地域・団体にできること	◆商工会は市内事業者のニーズ把握・経営支援に取り組む。 ◆商工会と緊密に連携し、地域産業の振興に取り組む。 ◆事業者間で連携し、持続可能な経済循環を図る。

成果指標

指標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
中小企業向け融資新規利子補給件数	11 件	20 件
事業承継支援件数	2 件	2 件
空き店舗等活用起業補助金交付件数	2 件	2 件
商工業の振興についての市民満足度	11.8%	向上

関連する 個別計画

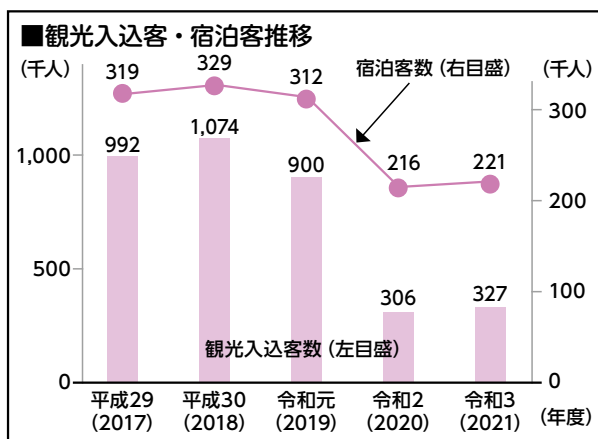
特定創業支援等事業計画

4-4 観光の振興



現状と課題

- 本市は海や緑に囲まれた豊かな自然、歴史ある朝市、人気の食、集客力の高いイベントなど、多彩で魅力ある観光資源に恵まれています。一方、観光に求めるニーズの多様化が進むなかで本市の観光入込客数は減少傾向にあり、また、日帰り客の増加により宿泊客数が伸び悩んでいることから、既存の観光資源の魅力をさらに磨き上げるとともに、スポーツツーリズムやヘルスツーリズム等の体験型観光など、観光客のニーズを捉えた新たな観光資源の開発を進めることで滞在型観光を推進し、宿泊や観光消費の増加など地域経済の活性化を図ることが必要です。
- 観光客に“何度も訪れたい”と感じてもらえる持続的な観光地づくりを推進するうえで、観光客が快適に観光を楽しむことができる環境づくりが重要となります。観光案内板、交通・通信ネットワーク、多言語表記などの観光インフラ整備を進めることで周遊の利便性を高めることに加え、感染症や自然災害への対策を強化し、観光客の安全・安心を確保することが必要です。
- 近年、旅行先の決定や旅行中の情報収集手段としてSNSの果たす役割が大きくなっています。ターゲットとなる観光客の情報収集手段に応じて、効果的な情報発信を行うことが必要です。また、観光資源のブランディングや周辺地域と連携したプロモーションの展開など、情報発信効果を高める工夫が求められます。
- 本市の多様な観光資源を「点」ではなく「線」・「面」としてつなぎ、地域としての訴求力を高めるためには、産業間連携・広域連携・官民連携・市民参画など、分野や立場を越えた連携・協働により、地域一体となった取組を推進することが必要です。また、観光振興に向けた取組の方向性を関係主体間で共有するため、DMOを核とした推進体制の構築が求められます。



目指すまちの姿

DMOを中心とした地域連携体制のもとで「海」や「食」などの本市の地域資源が十分に活かされた観光地づくりが進み、多くの観光客でにぎわう、経済が活性化するまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

観光資源の開発・強化

海・里山の自然、朝市、「かつうらビッグひな祭り」をはじめとするイベント、山海の食資源など、本市の豊かな地域資源を、多様化が進む観光客のニーズを踏まえた魅力ある観光コンテンツとして造成し、滞在時間の延長や観光消費の増加につながる取組を推進することにより、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組】「観光イベントによる観光客誘致の推進」「朝市の活性化」
「観光コンテンツの充実」「特色ある海水浴場の整備」

施策の 展開 2

観光地としての魅力の向上と発信

○観光施設の美化・整備及び維持管理、観光案内看板の設置・修繕、沿道景観の整備、地域内の移動手段の充実、外国人観光客向けの多言語表記など、国内外の観光客が快適に観光を楽しめる環境整備に取り組みます。

○観光客の情報収集手段に応じた効果的な情報発信を強化し、特に画像情報の訴求力を活かしたSNSの活用を推進します。また、観光客にとって利便性の高い情報の集約・発信に取り組みます。

【主な取組】「観光施設等の美化整備・維持管理」
「観光案内版の整備」「周遊移動の利便性向上」
「インバウンド受入体制整備」「情報拠点の整備・充実」
「SNS・ウェブサイトを活用した情報発信の推進」

施策の 展開 3

オール勝浦での観光地づくり

観光地づくりにおいて、分野や立場を越えた連携・協働や市民の参画を促進し、DMOを核として地域が一体となって観光振興に取り組む体制を構築します。

【主な取組】「観光振興の体制づくり」「観光地域づくり推進事業の実施」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域の観光資源に誇り・愛着を持ち、外部に向けて発信する。 ◆観光ボランティアへの参加等、地域の観光地づくりに参加する。
地域・団体にできること	◆DMOを中心に連携して観光地づくりに取り組む。 ◆地域として観光客をあたたく迎える機運を醸成する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
観光入込客数	327,140 人	500,000 人
宿泊者数	220,544 人	300,000 人
朝市への入込客数	46,633 人	100,000 人
観光の振興についての市民満足度	17.1 %	向上

関連する 個別計画

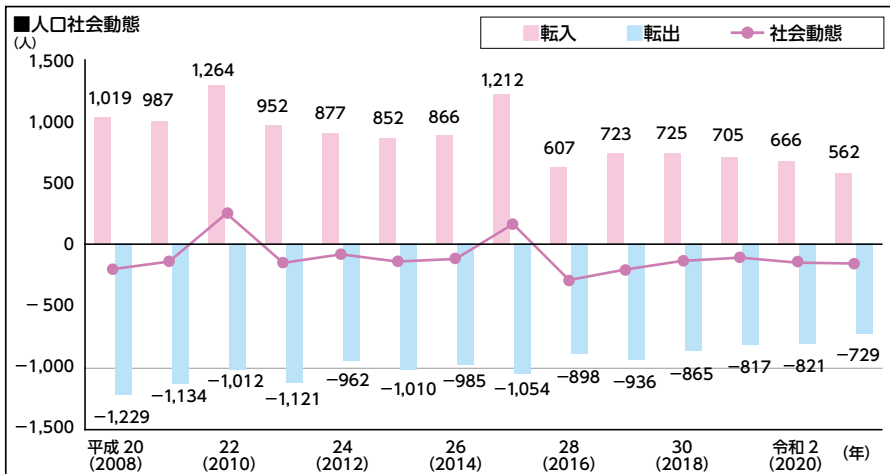
観光基本計画

4－5 移住・定住の促進



現状と課題

- 本市の人口の社会増減は、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る社会減の状態が続いています。人口減少にともなう地域の活力衰退を回避し、持続可能な地域社会を構築するため、本市の地域資源を活かし、移住・定住を積極的に推進することが必要です。
- 全国の多くの自治体が移住者誘致を推進するなかで本市が移住先として選ばれるためには、年間平均気温が15度を超える一方、日中の最高気温が35度を超える猛暑日が観測史上一度もないなど、「夏涼しく、冬は温暖」な居住性の高さや、豊かな自然環境、都心・空港へのアクセスの良さなど、移住地としての本市の魅力を積極的に発信するとともに、空き家の有効活用による住居支援など、移住者の様々なニーズにきめ細かく対応する支援体制を充実することが求められます。
- テレワークの普及を背景に場所の制約を受けない柔軟な働き方を採用する企業が増加し、大都市圏から地方への移住、及び二地域居住の機運が高まっています。こうした動きを捉え、本市の豊かな自然を活かしたワーケーション環境の整備を進めることが必要です。
- 人口減少や少子高齢化の進行にともない、地域の担い手不足やまちの活力低下への対応が課題となるなか、多様な関わり方で地域とつながる「関係人口」の重要性が増しています。ふるさと納税制度や友好都市との交流などを通じて本市に対する興味・関心を喚起し、地域活性化や将来的な移住者増加につながることを期待される関係人口の創出・拡大を推進することが必要です。



目指すまちの姿

地域の魅力が市内外の多くの人に認識されることで移住や様々なかたちで本市に関わる人が増加し、ひらかれた活気あるコミュニティが形成されるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

移住・定住の促進

風光明媚な景観、年間を通じて過ごしやすい気候といった本市の移住地としての魅力や、デジタル技術を活用するなどした先進的な地域づくりのアピールに加え、空き家を活用した住居支援や移住者の様々なニーズに対応した相談体制・支援体制を充実することにより、市外からの移住促進を図ります。特に、近年のリモートワーク普及に対応したワーケーション環境の整備推進により、勤労世代の移住を促進します。また、若い世代の転出に歯止めをかけるため、この世代の市内における住宅取得・賃貸住宅入居に対し奨励金を交付します。

【主な取組】「移住地としての魅力発信強化」「移住相談・支援体制の充実」
「空き家バンクの運営・活用」「ワーケーション環境の整備」
「若者等定住促進事業の実施」

施策の 展開 2

自然環境の活用等による関係人口創出

海岸や里山をフィールドとした健康づくりや体験学習など、豊かな自然環境を観光資源化することで関係人口の増加を図ります。また、ふるさと納税制度、地域特産品のブランド化、友好都市との交流などを通じた本市を理解・応援してもらうための取組により、将来的な移住・定住の増加を図ります。

【主な取組】「ふるさと納税返礼品を活用した市の魅力PR（再掲）」
「農産物のブランド化及び販路の拡大（再掲）」
「水産物の販路拡大（再掲）」「観光コンテンツの充実（再掲）」
「友好都市との交流促進（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆市外からの移住者と積極的にコミュニケーションをとる。 ◆市の魅力を積極的に発信する。
地域・団体にできること	◆移住者を受け入れ、サポートするコミュニティを造成する。

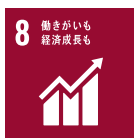
成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
人口の社会増減数	－167人	±0人
空き家バンク登録件数	2件	10件
空き家バンク成約件数	4件	10件
移住・定住ポータルサイト「日々、かつうら」PV数	23,373PV	48,000PV
勝浦市に住み続けたいと思っている市民の割合	73.7%	83.7%

関連する 個別計画

—

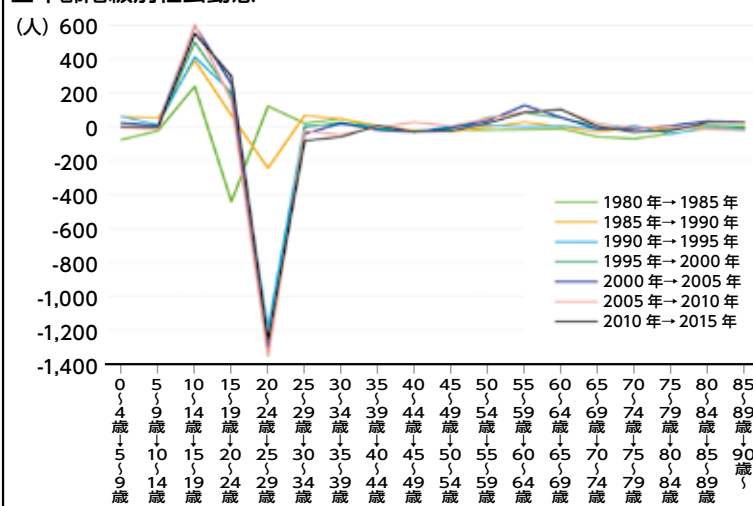
4-6 働く場の確保



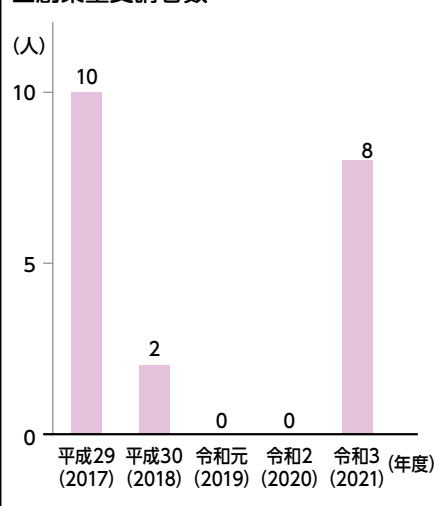
現状と課題

- 本市は緑豊かな丘陵地に恵まれている一方、まとまった平坦地が少ないことから大規模製造業等の誘致には制約がありましたが、ワーケーションなどの新しい働き方の普及は、多様な企業を本市に誘致するうえで大きなチャンスとなっています。地域経済の活性化と雇用機会拡大につながる企業誘致を推進するため、優れた居住性・豊かな自然や都心・空港からのアクセスの良さといった本市の強みをPRするとともに、企業ニーズに対応した各種優遇制度を充実することが求められます。
- 本市は大学進学年齢にあたる10代後半の人口が転入超過である一方、大学卒業・就職のタイミングに重なる年代が大幅な転出超過となっており、若い世代の転出に歯止めをかけるうえで雇用機会の充実が課題となっています。
- 本市では商工会が「創業塾」を開催し、起業・創業を志す人を積極的に支援しています。こうした取組を継続的に実施することに加え、地域経済を活性化すべく、地域ぐるみで起業・創業を応援する機運を醸成していくことが必要です。
- 生産年齢人口の減少と就業者の高齢化が進むなかで企業の人材確保を図るとともに、多様な人材が自立できる共生社会を実現するため、女性・高齢者・障がい者・外国人など、就労を希望する誰もが働き続けられる環境づくりに企業と関係機関が連携して取り組む必要があります。

■年齢階級別社会動態



■創業塾受講者数



目指すまちの姿

雇用場が広がり、働く意欲を持つ誰もがいきいきと働き続けられるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

企業誘致の促進

リモートワークの普及にともなうサテライトオフィス需要の高まりなど、企業の進出ニーズをタイムリーに捉えた誘致活動を展開します。また、豊富な地域資源や都心からの好アクセスといった企業立地における本市の強みや租税優遇措置等の企業メリットをPRすることにより、市外からの企業誘致や市内既存企業の事業拡張支援を推進します。

【主な取組】「進出支援制度の充実と周知の強化」

施策の 展開 2

起業・雇用の促進

商工会と連携した起業・創業支援の充実により市内の雇用機会の拡大を図ります。また、企業や関係機関と連携し、市内の多様な人材が活躍できる就労環境の整備や、就職希望者と企業とのマッチングを推進します。

【主な取組】「起業・創業支援事業の実施」
「シルバー人材センターの活動支援」
「企業と求職者とのマッチング促進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆市内企業に関心を持ち、理解を深める。 ◆起業・創業への関心を持つ。
地域・団体にできること	◆起業家・創業者を応援する機運を醸成する。 ◆女性・高齢者・障がい者など多様な人材が働きやすい環境づくりに協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
誘致企業による新規雇用者数	0人	10 人
創業塾受講者数	8人	10 人
職業・働く場の確保についての市民満足度	9.9%	向上

関連する 個別計画

特定創業支援等事業計画



基本方針5

快適な環境で過ごせるまち

(道路・交通・生活基盤・環境)

5－1 良好な市街地等の形成



現状と課題

- 本市では、平成 26 年（2014 年）に都市計画マスタープランの見直しを行い、産業の活性化、観光資源を活かした魅力向上、防災力の強化、都市機能集約による生活利便性向上等に向けた計画的なまちづくりを進めています。
- 人口減少と少子高齢化の進行、多発する自然災害、ICTの進展、各種インフラの老朽化など、社会情勢が大きく変化するなかで安心して快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進めるためには、変化を踏まえた長期的視点にたって現行の都市計画マスタープランを適切に見直し、豊かな自然や盛んな農林水産業など、本市の特性を十分に活かした計画的な土地利用を推進することが求められます。
- 本市は、のどかな田園風景が広がる里山や全国有数の景勝地である海岸など、海と山に囲まれた豊かな自然景観に恵まれています。この良好な自然景観の保全を図るとともに、道路・公園の美化活動など、身近な空間の景観形成を市民との協働により推進し、市民や来訪者が愛着や誇りを持てるまちづくりを進めることが重要です。



目指すまちの姿

計画的かつ適正な土地利用が図られるとともに、市民との協働により良好な景観と緑あふれる空間が整備された、快適で活力のあるまちを目指します。

施策の展開

施策の展開 1

計画的な土地利用の推進

都市機能の集約化によるコンパクトな市街地形成や、農地・森林の適切な保全と活用による、都市の利便性と自然が調和した災害に強いまちづくりに向けて、現行の都市計画マスタープランを更新し、土地利用の規制・誘導を計画的に推進します。また、土地取引やまちづくり事業を円滑に進めるうえで不可欠な地籍調査を継続的に推進します。

【主な取組】「コンパクトな都市的土地利用の推進」「地籍調査の実施」
「都市計画マスタープランの更新」

施策の展開 2

景観・美観に配慮したまちづくりの促進

海辺、里山等の自然景観の保全、公園・緑地の整備による潤いのある空間の確保、美化植物の植栽等による観光施設等の景観整備、及び屋外広告の秩序ある景観整備など市内の良好な景観形成を市民との協働により推進します。また、本市の特性を活かした景観形成に向け、景観法に基づく景観計画の策定について検討を進めます。

【主な取組】「自然と調和した市街地景観の形成」
「景観法に基づく景観計画の検討」
「観光施設等の美化整備・維持管理（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆市街地形成や土地利用に関する関心を高める。 ◆清掃、植栽等の地域の美化活動に積極的に参加する。 ◆景観を損ねる事象を発見した場合、速やかに管理者に伝える。
地域・団体にできること	◆土地利用や景観形成に関わる取組において情報・知識・技術面で協力する。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
地籍調査完了面積	0.0 km ²	2.9 km ²
公園・子どもの遊び場についての市民満足度	19.8%	向上
暮らしやすいと感じている市民の割合	54.7%	70.0%

関連する 個別計画

都市計画マスタープラン
公共施設等総合管理計画

5－2 道路整備等の推進



現状と課題

- 本市の幹線道路網は、海岸沿いを東西方向に走る国道 128 号・同バイパスと、千葉市方面を南北方向に結ぶ国道 297 号を主軸とし、主要地方道天津小湊夷隅線と一般県道 6 路線及び幹線市道により形成されています。
- 市の中心部では行楽シーズンやイベント開催時に交通渋滞が発生しているため、観光業をはじめとした産業の活性化、及び市民や来訪者の利便性向上に向け、国道 128 号、国道 297 号等の渋滞緩和に向けた整備促進が必要です。
- 国道 297 号は、首都圏中央連絡自動車道と接続しており、広域ネットワークの強化や緊急時における輸送道路としての役割を担う重要な道路として、現在松野バイパスの整備が進められています。平成 31 年（2019 年）3 月 25 日に、勝浦市松野から杉戸の区間（約 1.9km）が開通しましたが、この整備効果を一層高めるため、残り区間の早期開通が求められます。
- 市民生活にとって身近な生活道路については、自動車のほか、自転車や歩行者が日常的に利用することから、舗装・付属物の老朽化等に対応した適切な修繕、及び自然災害対策や交通事故対策を充実させ、道路を利用するすべての人の安全確保を図る必要があります。
- 多くの橋りょうやトンネルは供用開始から長い年月が経過していることから、適切な維持管理と補修が求められます。



目指すまちの姿

道路、橋りょう、トンネル等の適切な整備と維持管理により、市民や観光客が安全かつ快適に道路を利用できるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

骨格幹線道路の整備と機能強化

観光振興や産業発展の促進、及び市民の利便性向上のため、国道128号、297号、「松野バイパス」等の整備を関係機関に要請します。

【主な取組】「国道・県道の整備促進」「地域高規格道路の整備促進」
「広域幹線道路の案内標識や歩道の整備促進」

施策の 展開 2

生活道路・橋りょう・トンネルの維持管理・改良

市民が身近な道路を快適に利用できるよう、生活道路の修繕整備と機能強化を推進するとともに、災害対策や交通事故防止対策を充実し、車両運転者と歩行者の安全確保に努めます。また、橋りょう、トンネルの適切な維持管理と計画的な補修により長寿命化を図ります。

【主な取組】「生活道路の適切な修繕・改良」「災害に強い道路づくりの推進」
「交通安全施設の整備（再掲）」「通学路の安全点検実施（再掲）」
「橋りょう・トンネルの維持・修繕」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆道路の異常箇所や補修を必要とする箇所を発見した場合に速やかに通報する。 ◆道路や歩道の美化活動に参加する。
地域・団体にできること	◆道路整備に関する市民への情報提供や整備事業に協力する。 ◆道路や歩道の美化活動への市民の参加を促進する。 ◆道路の安全性向上に向けた提案を行う。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
国・県道改良率	94.3%	96.0%
市道改良率	77.8%	82.0%
国道・県道などの主要道路の整備についての市民満足度	42.6%	向上
身近な生活道路の整備についての市民満足度	41.4%	向上

関連する 個別計画

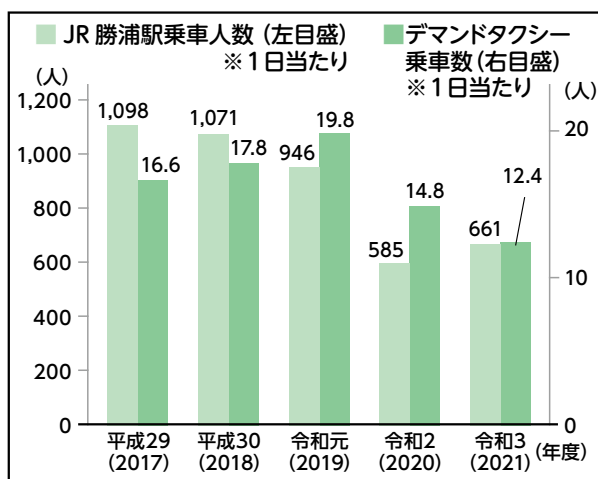
橋りょう長寿命化修繕計画
トンネル長寿命化修繕計画
道路附属物等修繕計画
舗装修繕計画
法面・盛土・擁壁等修繕計画

5-3 公共交通の充実



現状と課題

- 人口減少や道路網の充実による自家用車利用の拡大を背景に、ＪＲ勝浦駅の利用者数は減少傾向を辿っていますが、産業・観光の発展や移住・定住の促進など、本市の持続的な発展を図るうえで、首都圏と地域をつなぐＪＲ外房線と高速バスの充実・利便性向上を図ることは極めて重要であることから、運行サービスの維持及び利用者の増加に向けた取組の推進が求められます。
- いすみ鉄道は、沿線地域の住民の生活路線であるとともに、重要な観光資源でもあります。沿線人口が減少するなか、周辺自治体や県とも連携しながらその維持と活性化に取り組んでいく必要があります。
- 路線バスは市民の日常的な移動手段として重要な役割を担っています。地域の人口減少が進むなか、路線バス事業者と連携しながら、路線・運行便数の維持と利便性の向上を図る必要があります。
- 本市においても後期高齢者が増加しており、今後、自らの運転で移動できない人や、公共交通を利用できる地点までのアクセスが困難な人の増加が見込まれます。市では平成 26 年（2014 年）よりデマンドタクシーを運行し、主に交通不便地域の住民に対して移動手段を提供していますが、今後も路線バスやデマンドタクシー等の公共交通とともに、高齢者施策を組み合わせることで、市民の移動利便性を確保していくことが求められます。



目指すまちの姿

広域的な都市間移動手段と、地域内における移動手段がともに充実し、市民が快適・便利に移動できる持続可能な交通体系が構築されたまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

鉄道・高速バスの利便性向上

J R 外房線及び高速バスのサービス強化に向け、交通事業者への要望活動に継続的に取り組むとともに、利用促進に努めます。また、地域住民の生活を支えるとともに観光振興上の重要な交通基盤であるいすみ鉄道については、県や関係市町と連携しながら経営改善に向けた取組を支援します。

【主な取組】「鉄道や高速バスの運行本数維持・利便性向上」

「J R 勝浦駅北口こ線人道橋の維持管理」「いすみ鉄道の活性化支援」

施策の 展開 2

地域公共交通の維持・充実

市民の移動ニーズを適切に把握し、市民生活に不可欠である路線バスの維持・充実に努めるとともに、デマンドタクシー等の移動手段の活用により、公共交通空白地域の解消に努めます。また、市の現状に即し、持続可能な交通体系の構築に向け、地域公共交通計画の策定を推進します。

【主な取組】「市内路線バスの運行維持・利便性向上」

「デマンドタクシーの運行充実」「地域公共交通計画の策定」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域の公共交通機関を積極的に利用する。
地域・団体にできること	◆利用者ニーズに応じた運行サービスの確保・改善に努める。 ◆移動困難者の移動手段を地域で支え合う意識の醸成に努める。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
J R 勝浦駅の乗車人数 (1 日当たり)	661 人	1,000 人
市内バス停における高速バスの年間利用人数 (上り下りにおける乗降者合計)	14,633 人	26,000 人
デマンドタクシーの利用者数 (1 日当たり)	12.4 人	15.0 人
市内バス路線の運行本数 (1 日当たり)	4 系統 41 本	4 系統 41 本
公共交通機関についての市民満足度	14.6%	向上

関連する 個別計画

地域公共交通計画

5－4 生活基盤の整備



現状と課題

（水道）

- 本市の上水道事業は、市営の佐野浄水場からの給水に加え、南房総広域水道企業団からの供給も受けており、年間を通じて安定的な給水体制を確保しています。
- 令和2年（2020年）に「勝浦市水道ビジョン・経営戦略」を策定し、「安全」「強靱」「持続」の観点に立脚した水道事業を展開していますが、同ビジョンでも課題としており、浄水場施設や水道管等の老朽化が進んでいるため、適切な維持・更新が必要です。また、市内の一部には水道未普及地域が残っているため、引き続き未普及地域の解消に向けた取組が必要です。
- 水道事業の持続性を確保するため、適切な水道料金の設定とともに、周辺自治体との事業統合についての協議を進めるなど、経営基盤強化に向けた取組が求められています。
- 生活排水などによる河川や海の水質汚濁を防止するため、定期的な河川の水質調査や合併処理浄化槽の設置支援など、適正な排水対策の推進が求められています。

（住宅）

- 本市の市営住宅の多くが昭和30～40年代に建設されていることから、老朽化への対応や耐震化を推進するとともに、維持管理が困難な住宅の解体撤去など、入居率や今後の住宅需要を踏まえた整備が求められています。また、個人住宅についても耐震化をはじめとした自然災害対策の強化を促進し、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- 近年、少子高齢化の進行に伴い空き家の増加が社会問題となっています。管理の不適切な空き家は、周辺の住環境や景観に悪影響を及ぼすため、適切に対応することが求められています。



目指すまちの姿

安全な水と災害に強い住宅が確保され、快適な生活環境のなかで安心して暮らせるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

安全で安定した水道水の供給

平時・災害時を問わず市民に安全で安定した水道水を供給するため、老朽化した水道施設の耐震化・更新・改修を計画的に進めます。水道未普及地域についてはその解消に努めるとともに、未普及地域の井戸水の安全性確保を図ります。また、水道事業の持続性を確保するため、水道料金の適切な設定を行うとともに、周辺自治体との事業統合に向けた協議を進めます。

【主な取組】「老朽水道管更新、老朽施設耐震化・改修の実施」
「水道未普及地域解消の推進」「水道未普及地域水質検査料補助の実施」
「水道料金の適正化推進」「夷隅地域水道統合広域化の推進」

施策の 展開 2

適正な排水処理の推進

河川の水質調査や合併処理浄化槽の設置促進により、適切な排水処理を推進します。

【主な取組】「河川の水質調査の実施」「合併処理浄化槽の設置促進」
「河川汚濁防止対策の推進」

施策の 展開 3

住宅ストックの適切な維持・管理

市営住宅の老朽化対策及び耐震化を進め、安全で快適な市営住宅の提供に努めます。個人住宅についても耐震診断・改修に対する助成制度の活用を促し、地震に強いまちづくりを推進します。また、特定空き家の発生を防止するため、空き家バンクの活用等により、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

【主な取組】「市営住宅の修繕・建て替え推進」「個人住宅の耐震改修促進」
「特定空き家対策の推進」「空き家バンクの運営・活用（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆水は限りある資源と認識し、節水や効率的な利用に努める。 ◆食用油等、水質汚染の原因となるものを適切に処理する。 ◆空き家の所有者は、維持管理や活用・処分について検討する。
地域・団体にできること	◆排水ルールを守る意識を醸成し、公共水域の水質保全を図る。 ◆河川や関連施設の異常を早期に発見し、管理者へ報告する。 ◆空き家に関する情報共有や有効活用の促進に協力する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
水道管路の耐震化率	3.6%	4.0%
水道有収率	69.0%	78.1%
市内木造住宅の耐震化率	48.0%	75.0%
特定空き家の対応割合	100% (5 件)	100%
家庭排水・し尿処理についての市民満足度	57.8%	向上
空き家への対応についての市民満足度	5.7%	向上
上水道の整備と維持管理についての市民満足度	26.0%	向上

関連する 個別計画

水道ビジョン・経営戦略
 水安全計画
 水道施設耐震化計画
 水道施設耐震化計画に基づく管路更新計画
 耐震改修促進計画（住宅）

5－5 環境保全と循環型社会の形成



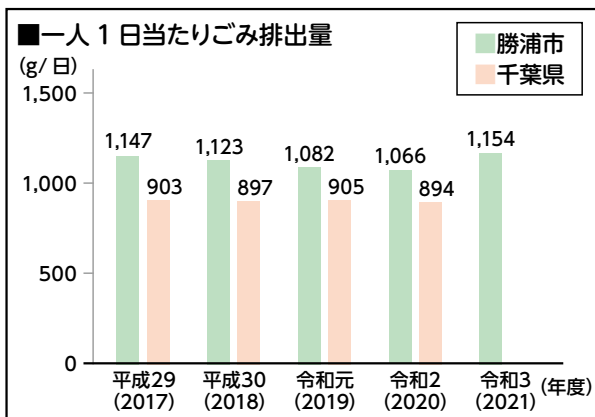
現状と課題

（環境保全）

- 本市は海や緑など豊かな自然環境を有し、この財産を将来に向けて守っていくことが求められます。市では、平成 25 年（2013 年）に「勝浦市環境基本計画」を策定し、環境保全と循環型社会の形成を推進してきましたが、今後は、2050 年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す国の「カーボンニュートラル宣言」など、地球規模の環境対策の動向を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けてより踏み込んだ環境対策を市民、事業者、行政が協働して展開していく必要があります。
- 本市の海岸での産卵がみられるウミガメや国指定天然記念物であるミヤコタナゴをはじめ、市民に大切に守られてきた希少動植物を次世代に引き継ぐため、生態系を維持する取組が必要です。

（循環型社会）

- 本市のごみ排出量は、ごみ分別種類の細分化や可燃ごみ有料化の取組により減少傾向にあります。近年、世界的に食品ロスや海洋プラスチックごみによる環境への悪影響が顕在化するなか、4R（Reduce <リデュース>、Reuse <リユース>、Recycle <リサイクル>、Refuse <リフューズ>）のさらなる推進が求められます。
- 本市の一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンター及びし尿処理施設は老朽化が進んでいるため、改修工事や設備更新等による適切な管理運営が求められます。
- 市内では、廃家電や一般廃棄物等の不法投棄が一部でみられており、環境破壊につながる不法投棄の発生防止が課題となっています。



目指すまちの姿

豊かな自然環境が保護されるとともに、環境に負荷をかけない低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

環境保全の取組強化と啓発活動の推進

自然環境の保全や地球温暖化対策は市民と行政による協働の取組が不可欠なことから、環境学習や市民参加による環境保全活動を充実し、市民の環境保全意識・省エネ意識の高揚を図ります。また、家庭や事業者の省エネ・再エネ設備の導入支援等により、脱炭素化に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着を地域一体となって推進します。

【主な取組】「環境学習の推進」「環境情報の公開」「ごみゼロ運動の推進」
「省エネ・リサイクル運動の推進・支援」
「省エネルギー設備導入の促進」「脱炭素化の取組推進」

施策の 展開 2

生物多様性の保全

ミヤコタナゴやウミガメなど、希少動植物等の保護及び生育環境整備を推進するとともに、希少動植物の保護に関する周知・啓発を推進し、市民、事業者、行政が連携して本市の貴重な生態系の保全に取り組みます。

【主な取組】「ウミガメの管理・保護」「ミヤコタナゴの保護」「希少動植物の保護」

施策の 展開 3

適正なごみ処理及びし尿処理

食品ロスやプラスチックごみなど、家庭ごみが地球規模の環境問題につながっている認識を広く共有し、ごみの分別収集など環境負荷の軽減に向けた4R活動を推進します。また、ごみ処理施設やし尿処理施設の老朽化が進行していることから、施設の適切な維持管理・運転に努めるとともに、広域での処理体制や民間委託等について検討を進め、持続可能なごみ処理体制・し尿処理体制の確立に向けた取組を推進します。

【主な取組】「ごみの分別収集の推進」「ごみの減量化・資源化の推進」
「効率的なし尿処理の推進」
「ごみ焼却施設・し尿処理施設の適切な運営の推進」

施策の 展開 4

廃棄物の不法投棄対策

廃棄物の不法投棄による生活環境の悪化防止のため、監視活動の強化や監視カメラ等の設置を推進します。

【主な取組】「廃棄物不法投棄監視員によるパトロール」
「監視カメラ等の導入」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域の環境保護活動に積極的に参加する。 ◆省エネ・再生エネ設備を積極的に活用する。 ◆ごみの分別や削減に努める。
地域・団体にできること	◆エネルギー効率の高い設備導入等、環境負荷の低減に努める。 ◆ごみや廃棄物の削減、適正処理・リサイクルに努める。 ◆廃棄物の不法投棄がされないよう、地域で監視する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
市民・事業者・行政の連携による環境保全活動回数	6 回	7 回
市役所庁内二酸化炭素排出量	5,316 t	5,208 t
一人 1 日当たりごみ発生量	1,154 g	1,016 g
ごみリサイクル率（再資源化率）	18.1%	21.6%
不法投棄報告件数	97 件	86 件
ごみ処理についての市民満足度	66.7%	向上

関連する 個別計画

環境基本計画
地球温暖化防止対策実行計画＜区域施策編＞



基本方針 6
心豊かで元気になれるまち
(生涯学習・文化・スポーツ)

6-1 生涯学習の推進



現状と課題

- 市内では様々な市民向け講座・教室が開催されていますが、一部には参加者の固定化や高齢化の傾向がみられます。人々の価値観やライフスタイルの多様化にともない、市民の学習ニーズも多様化しており、今後は地域の学習拠点や教育機関等と連携し、市民のニーズに応じた魅力的な講座等を充実していく必要があります。また、より多くの市民に学習機会を提供するため、講座・教室に関する情報発信を一層強化していく必要があります。
- 芸術文化交流センター、図書館、及び各地区の集会所は市民の学習活動の拠点となっていることから、高齢者や障がい者を含めて誰もが安全・快適に学習活動を行える環境を整備していく必要があります。
- 図書館は多くの市民が情報収集を目的として利用する施設であり、図書の更新を含む蔵書の充実や市民ニーズに対応した資料の充実を図るとともに、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民にとって利用しやすい施設となるように整備を進めることが求められています。
- 各学習施設のオンライン環境の充実をはじめ、新しい生活様式に対応した学習環境の整備を進めていく必要があります。
- グローバル化への対応や SDG s に向けた取組の推進が求められるなか、広い視野と豊かな国際感覚を身に付けた人材の育成に向け、市外・国外との幅広い交流機会を創出することが必要です。



目指すまちの姿

市民のニーズを満たす講座・サークルが充実し、誰もが生涯を通じて自由に学び、また学びを通じて豊かな人生を送ることができるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

市民のニーズに対応した学習機会の提供

地域の教育機関、民間企業等との連携や市民の自主的な学習活動への支援により、多様な学習ニーズや異なるライフスタイルに応じた学習機会を充実させるとともに、こうした学習機会に関する情報発信を充実させ、市民の学習意欲喚起と参加促進を図ります。

【主な取組】「各種学級の開設による学習機会の充実」
「市民講座・教室の充実」「自主的サークル活動支援」

施策の 展開 2

生涯学習の環境整備

芸術文化交流センター、図書館、集会所など、学習の拠点となる施設を高齢者や障がい者をはじめ誰もが快適に利用できるように計画的に修繕・整備を実施するとともに、利用手続きの簡素化等の検討を進め、利便性向上による利用促進を図ります。

【主な取組】「芸術文化交流センター・図書館・集会所等の学習拠点の整備・利用促進」

施策の 展開 3

多様な交流活動の促進

国内友好都市や留学生など、市外の人々との交流を産業・文化・教育など幅広い分野で促進し、視野が広く国際感覚豊かな人材の育成に努めます。

【主な取組】「友好都市との交流促進（再掲）」「国際化の推進（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆講座・教室に積極的に参加する。 ◆学習で得た知見を社会へ還元する。
地域・団体にできること	◆市民への学習機会提供に向けた連携を強化する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
各種学級参加者数	802 人	840 人
図書館入館者数	19,010 人	22,800 人
生涯学習についての市民満足度	28.4%	向上

関連する 個別計画

—

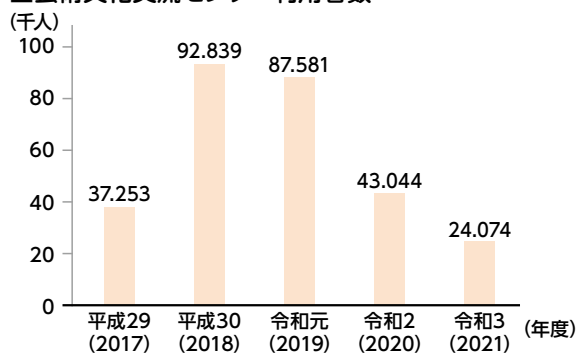
6-2 芸術文化の振興と伝統文化の継承



現状と課題

- 本市では平成 26 年（2014 年）にオープンした芸術文化交流センター「Küste」において市民文化祭をはじめとした様々な文化イベントが開催されているほか、同センターや各集会所において多様な文化系サークルが活動しています。
- 市民の誰もが芸術文化に触れ、心の豊かさを実感できる環境づくりのため、芸術文化活動を展開する各種団体の支援とともに、新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの文化イベントの開催が制約を受けたことを踏まえ、新しい生活様式に配慮したイベント運営が求められています。
- 本市には国の登録有形文化財「旅館 松の家」や「吉野酒造」の建物群をはじめ、指定文化財及び登録有形文化財が 47 件あります。貴重な文化財を次世代に継承するため、所有者との連携により引き続き適切に保存していくことが求められます。
- 令和 3 年（2021 年）にオープンした郷土資料室は勝浦市の数多くの貴重な歴史資料を展示しています。貴重な文化財を次世代に継承していくには、こうした展示により文化財の価値・魅力を多くの人に認識してもらうことや、歴史教材・観光資源としての有効活用を通じて、文化財保存の意義を市民が広く共有することが必要です。

■芸術文化交流センター利用者数



目指すまちの姿

市民が様々な芸術や文化に触れ、心豊かに暮らすことができるとともに、地域で大切に守られてきた文化財・伝統文化を市民と行政が協力して次世代に継承するまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

芸術文化活動の振興

音楽コンサートや演劇鑑賞会などの芸術文化イベントの開催や市内の芸術文化団体の活動を継続的に支援することを通じて、市民が芸術文化に触れる機会と芸術文化活動に参加する機会の拡充を図ります。

【主な取組】「芸術文化イベントの充実」「芸術文化団体の活動支援」

施策の 展開 2

文化財・伝統文化の継承

歴史的に貴重な文化財・伝統文化を次世代に継承するため、適切な保存と新たな発見に努めます。また、郷土資料室の充実や文化財の見学会を通じて、市民の文化財に対する理解・関心を高めるとともに、観光客の誘致において文化財を含む歴史遺産を有効活用します。

【主な取組】「文化財の保護活用」「郷土資料室の利用促進」
「郷土愛を育む学校教育との連携」「ふるさと歴史散歩事業の実施」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域の歴史・文化に対する理解を深める。 ◆芸術文化活動に積極的に参加する。
地域・団体にできること	◆良質な芸術文化に触れる機会を市民に提供する。 ◆市民の芸術文化活動参加を促す情報発信を充実する。 ◆地域の文化財や伝統文化を適切に保存・継承する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
芸術文化団体数	88 団体	101 団体
市民文化教室参加者数	401 人	400 人
芸術文化交流センター利用者数	24,074 人	37,000 人
集会所利用者数	25,936 人	28,000 人
郷土資料室利用者数	435 人	750 人
図書館・ホール等の文化施設についての市民満足度	42.8%	向上
文化・芸術活動を楽しむ環境についての市民満足度	36.6%	向上

関連する 個別計画

—

6-3 スポーツの振興



現状と課題

- 国は平成 29 年（2017 年）に策定された「第 2 期スポーツ基本計画」において「スポーツ参画人口」を拡大し「一億総スポーツ社会」の実現に取り組む方針を示しています。また、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、全国的にスポーツへの関心が高まっています。
- 本市では、地域のスポーツ推進委員や国際武道大学との連携により、各種スポーツ教室・大会の開催や、学校の部活動における指導など、市民のスポーツ活動を後押しする様々な取組が行われています。
- 健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化にともない、市民のスポーツに対するニーズが多様化していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て新しい生活様式に対応したスポーツのあり方が求められるなど、スポーツを取り巻く環境が大きく変化するなか、各種団体や国際武道大学との連携をこれまで以上に強化し、年齢、性別、障がいの有無に関わらず誰もが安心して気軽にスポーツに親しむ機会を創出することが求められています。
- 本市ではテニスコートや学校体育施設など多くのスポーツ施設が利用されていますが、一部は老朽化が進み十分に稼働していない状況です。より多くの市民に安全にスポーツに親しむ機会を提供するため、スポーツ施設の計画的な改修及び適切な維持管理を行うとともに、予約手続きを含めて利便性の向上を図る必要があります。



目指すまちの姿

スポーツ教室・大会やスポーツ施設などスポーツに接する環境が充実し、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができる、健康で活力に満ちたまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

スポーツに親しむ機会の充実

関係機関や国際武道大学等との連携により、多様化する市民のニーズや新しい生活様式に対応したスポーツ教室・大会を開催するとともに、各種スポーツ団体やスポーツ推進委員の活動を支援し、市民が「みるスポーツ」、「するスポーツ」、「ささえるスポーツ」を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。

【主な取組】「各種スポーツ教室・大会の開催」「各種スポーツ団体の活動支援」

施策の 展開 2

スポーツ環境の整備

既存スポーツ施設の計画的な修繕や適切な維持・管理に努め、安全・快適にスポーツができる環境づくりに努めるとともに、施設の利便性向上を図ります。また、学校体育施設の有効活用や広域連携による周辺自治体との施設相互利用を進め、市民が気軽に幅広いスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

【主な取組】「スポーツ施設の整備・適切な維持管理の推進」
「学校体育施設の開放」「広域連携での施設相互利用」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆スポーツの楽しさ・重要性を認識し、運動を習慣化する。 ◆生涯を通じて豊かなスポーツライフを送る。
地域・団体にできること	◆各種スポーツ教室・大会の開催によりスポーツに親しむ機会を市民に提供する。 ◆各種スポーツ団体は競技力向上に努め、スポーツの魅力を伝える。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
スポーツ教室参加者数	59 人	360 人
学校施設開放事業利用団体数	36 団体	40 団体
社会体育施設利用者数（野球場・テニスコート等）	20,540 人	25,000 人
スポーツ・レクリエーション施設についての市民満足度	18.7%	向上

関連する 個別計画

教育大綱・アクションプラン
個別施設計画（スポーツ施設）



基本方針 7
みんなで創るみんなのまち
(市民協働・共生社会・自治体運営)

7-1 市民参加と協働の推進



現状と課題

- 市民ニーズの多様化・高度化にともない行政だけでは解決困難な課題が増加するなか、質の高い行政サービスを継続するためには、地域コミュニティ、市民団体、ボランティア等の活動に対する支援を充実し、多様な分野で市民協働のまちづくりを推進することが必要です。
- 人口減少と少子高齢化の進行、個人の価値観・ライフスタイルの多様化は地域コミュニティへの参加意識の低下や住民相互のつながりの希薄化を招いています。市民参加の意義や協働の必要性を啓発し、まちづくり活動への市民の自主的な参加を促していくことが求められています。
- 市民との協働のまちづくりを進めるためには、市民が市政に関する情報を必要な時に確実に得られる環境づくりと、行政が市民のニーズを的確に把握し市政に反映する仕組みを整備することが必要です。
- 行政の情報発信を巡っては、自然災害や感染症など、発信すべき情報量が増加するとともにこれまで以上にスピード・正確性が求められています。また、SNSの利用が普及するなど、市民の情報入手手段が多様化していることを踏まえ、各種メディアの特性を活かした効果的な情報発信を行うことが必要です。
- 市民ニーズを反映した適切な市政運営を行うためには、政策決定過程における市民の参画機会を十分に提供するなど、市民の声が行政に的確に届く仕組みを充実させることが必要です。
- 広報・広聴活動の推進にあたっては個人情報保護の徹底により、市民が安心してまちづくりに参加できる環境を確保することが求められます。



目指すまちの姿

情報共有により市民と行政との間の信頼関係が構築され、市政及び地域コミュニティのまちづくり活動に市民が積極的に参加するまちを目指します。

施策の展開

施策の展開 1

地域活動の活性化

まちづくりに関連する地域コミュニティ、市民団体、ボランティアの活動を支援するとともに、これらの活動への市民の自主的な参加を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。また、地域活動の拠点となる施設の確保・整備と機能充実を推進します。

【主な取組】「地域コミュニティや市民団体のまちづくり活動への支援」
「市民の地域コミュニティへの参加促進」「コミュニティ施設の整備」

施策の展開 2

広報・広聴活動の推進

市の公式ホームページや広報誌の充実、および SNS 等の活用により、迅速でわかりやすい市政情報の提供に努めます。さらに、市民ニーズを反映した的確な市政運営を実現するため、市民の声を市政に活かす仕組みの充実を図るとともに、適切な情報公開により、市民が積極的に市政に参加できる環境づくりに努めます。

【主な取組】「公式ホームページによる情報化の推進」「市民意識調査の実施」
「市長への手紙事業の実施」「市民会議の設置・運営」
「パブリックコメント手続制度の活用」「災害情報配信の充実（再掲）」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆地域活動への参加を通じ、地域における交流を深める。 ◆市政に関する情報を積極的に収集する。
地域・団体にできること	◆地域の魅力向上につながる協働活動を企画・実施する。 ◆コミュニティ活動に関する積極的な情報発信に努め、幅広い市民の参加を促進する。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
住民によるまちづくり事業への市の支援件数	3 団体	6 団体
1 日当たり平均 HP アクセス数	5,825 件	7,000 件
パブリックコメントに対する意見・提案の数	4 件	50 件
まちづくりに参加したいと思っている市民の割合	42.5%	50.0%
市政に関する情報を十分に得ている市民の割合	53.0%	70.0%

関連する 個別計画

行政改革大綱

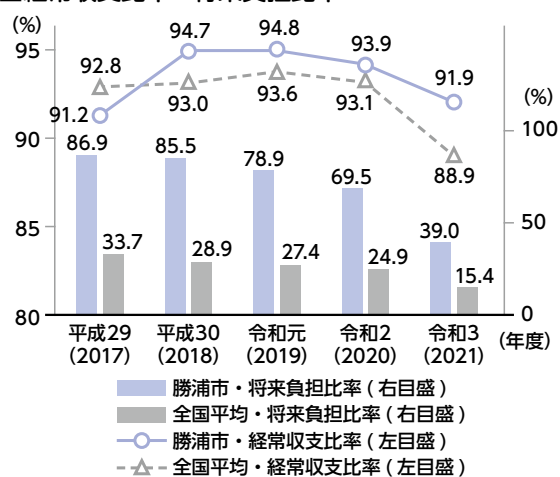
7-2 行財政改革の推進



現状と課題

- 人的資源や財源に限られるなかで、多様化・高度化する市民ニーズや社会情勢の変化に対応した行政サービスを持続的に提供するため、効率的かつ効果的な行政運営が求められています。
- 本市では、「勝浦市行政改革大綱」に基づき、事務事業の見直し、行政組織の整備、適正な定員管理、職員の資質・能力向上など、機動的・効率的な行政体制の確立に向けた取組が進められてきました。こうした取組の推進に加え、周辺自治体との広域連携や民間企業・大学等との連携の強化など、より効率的・効果的な行政運営の実現に向けた不断の取組が求められています。
- 少子高齢化の進行にともない社会保障関係費が増加する一方、生産年齢人口の減少により税収環境が厳しさを増すなか、本市の財政は将来にわたって厳しい状況が続く見通しです。こうしたなか、質の高い行政サービスを提供し続けるため、市税収入の安定化、行政コストの削減等の取組を徹底し、健全で持続可能な財政運営を堅持することが求められます。
- 本市では平成 29 年(2017 年)に策定された「勝浦市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、公共施設の老朽化への適切な対応や計画的な維持管理が進められてきました。厳しい財政状況のなかで市民の生活基盤や地域コミュニティの場を確保するため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を適切かつ計画的に進めるとともに、民間企業等と連携し、市有地及び施設の積極的な活用を図る必要があります。

■ 経常収支比率・将来負担比率



目指すまちの姿

効率的・効果的な行政運営と健全な財政運営により、将来にわたって質の高い行政サービスが提供されるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

効率的・効果的な行政運営の推進

行政改革大綱に基づき行政組織の機能強化・効率化や職員的能力向上に不断に取り組むとともに、指定管理者制度の活用など民間企業・大学等との連携や、周辺自治体との広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を推進します。

【主な取組】「行政改革の推進」「分野を越えた相互連携体制の確立」
「多様な事務を効率的に行う体制づくりの推進」
「定員適正化計画の推進」「人材育成基本方針の推進」
「産官学連携の推進」「広域連携体制の充実（再掲）」

施策の 展開 2

健全な財政運営

地域経済の活性化や市税等の収納体制強化により歳入の確保を図るとともに、社会情勢や市民ニーズを踏まえた事業の選択・集中、見直しによる歳出抑制を徹底し、将来の財政需要を見据えた健全な財政運営に努めます。

【主な取組】「収納体制の強化」「ふるさと応援寄附金事業の推進」
「財政健全化の推進」「安全で効率的な資金の運用」

施策の 展開 3

公共施設等の有効活用

勝浦市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な維持管理の推進による施設の長寿命化を図るとともに、利用者ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化・再編を進めます。また、施設の管理や遊休施設の活用への民間活力の導入を積極的に検討するとともに、市有地の有効活用を推進します。

【主な取組】「公共施設等の計画的管理の推進」「市有地活用の推進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆市の行財政運営に関心を持ち、税の期限内納付を遵守する。 ◆公共施設を積極的かつ適切に利用する。
地域・団体にできること	◆行政運営、財政運営に協力する。 ◆公共施設の管理・有効活用に協力する。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
将来負担比率	39.0%	引下
経常収支比率	91.9%	引下
市税徴収率	92.8%	95.3%
大学・企業等との連携協定に基づく連携事業数	19 事業	25 事業
行財政改革の推進についての市民満足度	10.0%	向上

関連する 個別計画

行政改革大綱
定員適正化計画
財政健全化計画
公共施設等総合管理計画・個別施設計画

7-3 社会環境の変化に即した行政運営



現状と課題

- 国はデジタル社会の実現における市町村の役割が極めて重要として、令和2年（2020年）に「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル技術やAIの活用による業務の効率化を図ること、及び行政サービスにデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることを自治体に求めています。
- 市民の行政サービスに対するニーズが多様化するなか、限られた人的資源で質の高い行政サービスを維持するためには、デジタル技術やAIの活用推進など、ICTを活用した行政事務の効率化が必要です。また、ICTの円滑な利活用を進めるにあたっては、行政職員のICTリテラシーの向上と情報セキュリティの強化が求められます。
- 本市では市役所への来庁が困難な市民に対する行政窓口サービスの提供手段として、昭和44年（1969年）より移動市役所の運行を続けています。高齢化のさらなる進行を見据え、移動市役所の運行を継続するとともに、各種申請のオンライン化やマイナンバーカードの利用環境拡充など、市民目線に立った窓口サービスの利便性向上に取り組むことが求められます。
- 時代の変化や地域性を背景に、自治体が必要とする施策や地域の事業者の経済活動にとって国の規制が妨げとなる場合があります。暮らしやすいまちづくりに必要な施策を進めるうえで規制が妨げとなるケースでは、特区制度の活用についても検討する必要があります。



目指すまちの姿

ICTの有効活用や新しい視点に立った施策の展開により、誰もが利用しやすく、満足度の高い行政サービスが提供されるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

自治体D Xの推進

デジタル技術やAIの活用推進と併せて職員のICTリテラシー向上に取り組み、行政事務の効率化を図ります。また、情報漏洩を防ぐため、高い情報セキュリティ水準の維持に努めます。

【主な取組】「住民基本台帳ネットワークシステム事業の実施」
「電子自治体の推進」「庁内事務のデジタル化推進」
「情報セキュリティの強化」

施策の 展開 2

市民サービスの向上

市役所への移動手段に乏しい高齢者等のニーズを踏まえ、移動市役所の運行を継続するとともに、各種申請のオンライン化や行政手続きにおけるマイナンバーカード利用環境の充実を進め、市民サービスの利便性向上を図ります。また、進歩の著しい先端技術の恩恵をいち早く市民生活に取り入れるべく、実証フィールドの場としての取組を積極的に検討します。

【主な取組】「移動市役所業務の実施」
「市民サービスにおけるデジタル活用の推進」
「マイナンバーカード活用による行政手続きの利便性向上」
「先端技術の実証フィールドとしての積極的な取組の検討」

施策の 展開 3

教育特区の推進

市内では平成29年（2017年）に大原高校若潮校舎が閉鎖されて以降、高校がない状態が続いていましたが、教育特区制度を活用した高校の開校により、若い世代の流出抑制と移住促進を図ります。

【主な取組】「教育特区を活用した高等教育の提供」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆マイナンバーカードを取得・活用する。 ◆個人情報保護の重要性を理解し、適切な情報管理を行う。
地域・団体にできること	◆デジタル手続対応端末の整備に協力する。 ◆情報セキュリティ対策を強化する。

成果指標

指 標	現状値（R3）	目標値（R8）
オンライン申請対応可能な手続きの件数	7 手続	40 手続
マイナンバーカードの交付率	36.1%	100%
公共空間の通信環境についての市民満足度	17.4%	向上
スマートフォンを日常的に使用する市民の割合	63.5%	70.0%

関連する 個別計画

D X 推進計画

7-4 広域的連携によるまちづくり



現状と課題

- 市民の生活圏拡大やニーズの多様化が進むなか、行政区域を越えた共通の課題や、単独の自治体で対応することが非効率・困難な課題に対して、周辺自治体との連携強化を図りながら対応していくことが求められます。
- 本市では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合における広域的な事務処理や、本市の給食センターによる御宿町の学校給食調理など、周辺自治体との連携による業務効率化や施設の有効活用に積極的に取り組んでいます。周辺地域を含めて人口減少が進むなか、限られた人的資源・財源のもとで市民の安全を守り、質の高い行政サービスの提供を維持するため、教育・医療・福祉・防災・産業・観光・文化・スポーツ等の幅広い分野において広域連携をさらに強化していくことが求められています。
- 本市では、「全国勝浦ネットワーク」及び西東京市（東京都）との友好都市盟約に基づくイベント開催等を通じて、産業や文化をはじめとした各分野における交流促進を図ってきました。今後は、教育や災害時の応援関係など、交流・協力分野をさらに広げることで相互の地域活性化と関係人口の増加を図ることが必要です。



目指すまちの姿

周辺自治体との連携により、持続可能で質の高い行政サービスが市民に提供されるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

広域的な行政連携の推進

多様化・広域化する地域共通の課題に対して近隣自治体と連携して対応することにより、効率的で持続可能な行政サービスの提供に努めます。事務の広域処理、公共施設の共同利用、スポーツ施設の相互利用、観光プロモーションなど、既存の連携を引き続き推進するとともに、ごみ処理、し尿処理、水道事業、給食事業など投資規模・財政負担の大きい事業について広域共同化の検討を進めます。

【主な取組】「広域連携体制の充実」「広域行政に係る調査・研究の実施」

施策の 展開 2

都市間交流の推進

友好都市等との間で、産業、文化、教育、防災など、様々な分野での交流を促進し、関係人口の拡大、及びまちの活性化を図ります。

【主な取組】「友好都市との交流促進」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆友好都市との交流イベントに参加する。
地域・団体にできること	◆行政の広域連携の動きに協力する。 ◆市民を対象とした都市間交流活動を推進する。

成果指標

指 標	現状値 (R3)	目標値 (R8)
友好都市との交流（イベントなど）回数	1 回	5 回
広域連携によるまちづくりについての市民満足度	9.5%	向上

関連する 個別計画

—

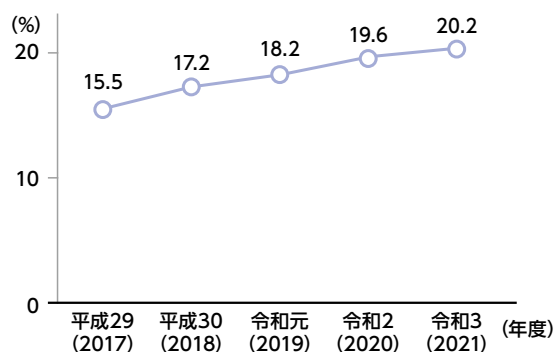
7-5 共生社会の実現



現状と課題

- いじめ、児童虐待、性的マイノリティ（LGBTQ）や外国人に対する偏見・差別、SNS での誹謗中傷など、近年、人権を巡る問題は多様化・複雑化が進んでいます。こうしたなか、あらゆる差別のないダイバーシティ社会の実現のため、学校教育など様々な機会を通じた人権教育・啓発の強化に取り組むとともに、関係機関との連携のもと、相談窓口の充実をはじめとする人権擁護体制の充実を図ることが求められます。
- 本市は平成 30 年（2018 年）に策定した「第 2 次勝浦市男女共同参画計画」に基づき、「男女が互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が充実して暮らせる社会づくり」に取り組んできました。一方、市民意識調査からは依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが窺え、また本市の審議会における女性委員の割合は全国平均を下回って推移しています。性別に関わらず各人の個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画意識のさらなる浸透を図るとともに、まちづくりの意思決定過程により多くの女性が参画できる環境づくりに地域社会が一体となって取り組むことが必要です。また、DV、性暴力、性犯罪が社会問題となっており、関係機関との連携により暴力根絶に向けた取組を強化することが求められます。
- インターネットや SNS の普及により、地域や国を越える情報通信のスピードと量が増し、経済・文化をはじめ、あらゆる面で国際間の結びつきが強まるなか、日本人、外国人の双方が互いの文化を理解し、認め合いながら暮らせるまちづくりが求められます。このため、国際感覚豊かな人材育成や、外国人が安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

■審議会等の女性構成比率



目指すまちの姿

性別、障がいの有無、国籍の相違に関わらず、誰もが互いを認め合い、安心して共生・活躍できるまちを目指します。

施策の展開

施策の 展開 1

人権が尊重される社会づくり

学校教育や研修など様々な場を通じた人権啓発の取組を強化し人権意識の醸成を図ります。特に市民の間の認知度がまだ十分な水準とは言えない性的マイノリティ（LGBTQ）についての情報提供・啓発に積極的に取り組みます。また、関係機関との連携により、相談窓口充実など人権擁護体制の充実を推進します。

【主な取組】「性的マイノリティに関する情報提供」
「人権教育・啓発の推進」「人権擁護体制の充実」

施策の 展開 2

男女共同参画社会の推進

各種研修会やセミナー等を通じた啓発の充実により、男女共同参画社会実現に向けた意識の高揚を図るとともに、様々な社会活動における意思決定過程への女性の参画を地域ぐるみで促進し、女性の視点を取り入れたまちづくりを推進します。また、DVの根絶に向け、若年層向けの啓発強化や相談体制の整備を進めるとともに、被害者に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】「男女共同参画事業の推進」「DVの未然防止強化・被害者支援の充実」

施策の 展開 3

多文化共生社会の推進

国際武道大学の留学生と市内小中学生との交流イベントなど、市民レベルの国際交流活動を支援し、国際感覚豊かな若い人材の育成を図るとともに、日本人と外国人の双方が互いの文化への理解を深めることを後押しします。また、行政サービスの提供や情報発信における多言語化など、外国人が安心して暮らせる環境整備を進めます。

【主な取組】「国際化の推進」「行政情報の多言語化」

市民・地域に期待される役割

市民にできること	◆人権への理解を深める。 ◆男女の固定的性別役割分担意識をなくす。 ◆異なる文化への関心を持ち、国際交流に積極的に参加する。
地域・団体にできること	◆人権に関する相談体制の充実に向けて協力する。 ◆性別、障がいの有無、国籍等の相違に関わらず、誰もが働きやすく、活躍できる環境を整える。

成果指標

指標	現状値（R3）	目標値（R8）
審議会などにおける女性構成比率	20.2%	25.0%以上
人権に関する各種研修会及びセミナー開催回数	1回	1回以上
留学生と小中学生との交流回数	—	1回以上
男女共同参画社会の形成促進についての市民満足度	9.2%	向上

関連する 個別計画

男女共同参画計画

